

# 令和3年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和3年9月8日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立を願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和3年9月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び山口隆議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から9月28日までの21日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの21日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第3 諸般の報告

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

諸報告の前に、7月に発生をいたしました熱海市の土砂災害や先日の豪雨災害により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された多くの方々へお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を願っております。

本町においても、先日の豪雨により各地区でそれぞれ大小の土砂崩れや道路の陥没、一部浸水といった被害が発生したようですが、幸い人命に関わるような、大きな災害が発生しなかったことに胸をなで下ろしているところであります。

また、コロナウイルスについても収束のめども立たず、全国的に感染拡大が続き、長崎県も蔓延防止等重点措置の対象となりました。そういった中、本町でも感染者が増えつつあり、大変心配をしているところです。64歳以下の方へのワクチン接種も始まり、感染拡大防止につながることを大いに期待をしているところですが、町民の皆様を始め、議場におられます方々も更なる感染防止に努め、ご注意いただきながら毎日をお過ごし下さいますようお願いをいたします。

それでは諸報告に移ります。去る7月19日、東彼地区保健福祉組合議会臨時会が開かれ、財産の取得について審議、可決して閉会をしております。

次に、8月24日長崎市において、令和3年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、令和2年度一般会計歳入歳出決算・特別会計歳入歳出決算の認定、専決処分の報告、承認と、一般質問が行われて閉会をいたしております。

コロナウイルス感染拡大により、昨年引き続き県や郡の議長会、研修会や町内の行事、イベント等もほとんどが中止あるいは延期となり、お手元に配布いたしました「議長諸報告」が6月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、6月、7月、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。以上で、私からの報告を終わります。

(10:04)

#### 日程第4 行政報告

**議 長** 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和3年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告を3項目させていただきます。

まず、8月の大雨についてでございます。8月11日水曜日の午後1時55分に、本町にも大雨警報が発表され、その後、12日木曜日には土砂災害警戒情報、8月14日土曜日の午前2時15分には大雨特別警報が発表され、警戒レベルが最高段階の「レベル5 緊急安全確保」に到達し、最終的に8月18日水曜日午前10時17分に大雨警報が解除されるまで、ほぼ1週間にわたり大雨が続いたところであります。

この間、いきがいセンターと中央公民館に避難所を開設し、さらに14日から15日にかけては川棚中学校、石木小学校、小串小学校にも開設し、避難者の受け入れを行ったところであります。消防団にも出動していただき、各地の見回りや必要箇所に土嚢を設置するなどの対応にあたっていただいたところであります。最終的には、5つの避難所に合計77世帯、113人の避難がっております。

こうした状況の中、地区公民館を自主避難所として開設していただいたところであり、コロナ禍の中にあって、避難者の分散化を図る上、大変ありがたいことであり、自主避難所開設をいただいた地区に対しまして、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。今回、降り始めから警報解除までの8日間で、役場第2別館に設置している雨量計において観測された雨量は、合計946ミリに達し、とりわけ、8月12日から14日の3日間においては、連続して1日当たり200ミリを超す、記録的な大雨が観測をされたところであります。

今回の大雨により、長崎県内においても各地で甚大な被害が発生しており、特に雲仙市においては、土砂災害により3名の尊い命が失われており、

今回の大雨災害により亡くなられた方々並びにご遺族の皆様にご心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された皆様あるいは被害を受けた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、今回の大雨により、本町におきましても、町内各所において被害が発生をいたしております。河川においては、岩屋川、石木川、中ノ川内川、猪乗川、野口川、後田川、日向川において、合計17か所の護岸崩壊の被害が発生し、町道におきましては、梅林線、上組野口線、白岳線、数石若草線、岩屋線において、道路の陥没や法面崩壊などの被害が発生をいたしました。被害額は、現時点の概算で約1億2,300万円に達するものと、このように見込んでおります。

農地災害としては、田んぼが7か所、畑12か所において、法面崩壊や石積み崩壊の被害が発生し、農業用施設災害としては、農道9か所、水路13か所、取水口2か所において、法面崩壊、護岸崩壊等の被害が発生をいたしました。被害額は、現時点の概算で約840万円に達するものと見込んでおります。

林道災害としては、虚空蔵線、木場線、岩屋線において、法面崩壊、舗装路面の陥没などの被害が発生をいたしました。被害額は、現時点の概算で約330万円に達するものと見込んでおります。

また、農業においては農作物の冠水被害も確認をされておきまして、今後の生育が心配されているところであります。

これらの、災害箇所につきましては、特に周辺住民の方々や所有者の皆様には、大変ご不便をおかけしているところでありますが、現在、担当課において一日も早い復旧を目指して取り組んでいるところでありますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症の町内感染者の発生につきましては、4月に6名、5月に1名、6月に2名、7月に3名が確認され、比較的少数の発生で推移しておりましたが、8月になってから連日発生が続き、8月中の感染者数は26名に達しております。その間、8月19日に長崎県独自の緊急事態宣言が発令されましたので、8月20日に本町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本町においても、速やかに施設利用制限などの措置を決定する

とともに、緊急事態宣言について、広報、ホームページ、防災無線などで広く周知を図り対応をしてきたところではありますが、人口割合の発生率といたしましては、県内でも高い状況であり、引き続き強い危機感を持って感染防止に取り組む必要があると、このように考えております。

次に、ワクチン接種の状況についてご報告いたします。9月4日時点の16歳以上の町民の1回目のワクチン接種者は、9,093人で接種率は76.7パーセント、2回目のワクチン接種者は7,101名で接種率は59.9パーセントに達しております。なお、この接種者数には、企業の職域接種や県の大規模接種会場での接種者の数も含んだ数値であります。

また、接種券の発送を保留しておりました12歳以上16歳未満の児童生徒のうち、中学生につきましては、町内の医師会の先生方と実施方法等の協議を行い、接種体制が整いましたので、9月6日から予約の受付を開始しており、9月中には希望者の1回目の接種を完了させるよう担当課に指示をしたところであります。

なお、高齢者を含めた未接種者への対応につきましては、9月中旬の時点でいまだ予約されていない方に対し、職員による意向確認調査を行い、10月中には希望者全員の2回目の接種ができるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、中学生・高校生のスポーツ大会等での活躍についてであります。今年の夏は、例年よりも多くの中学生や高校生が九州大会や全国大会の出場を果たし、活躍をされております。コロナ禍により、部活動においても様々な制限がある中、感染防止対策を行いながら、日々、練習に励んだ、その努力の賜物であり、ここにご紹介したいと存じます。

中学生の部では、長崎南山中学校3年生で中組の本山佳龍君が、「全国都道府県中学校相撲選手権大会」と「全国中学校体育大会相撲選手権大会」に出場。

川棚中学校の5人の生徒が所属している中学生のソフトボールクラブであります長崎KSCは、「全日本中学生男子ソフトボール大会」に出場。

川棚中学校女子ソフトボール部は、「九州中学校体育大会ソフトボール競技」に出場されております。

高校生の部では、長崎商業高校3年生で数石の城戸悠希君が、「全国高等



学校野球選手権大会（夏の甲子園大会）」に投手として出場。

「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」には、鹿町工業高校2年生で川原の松本昂大君が自転車競技に出場。大村高校3年生で新百津の本城ありさんが、剣道競技に出場。川棚高校ホッケー部は男女揃って、ホッケー競技に出場をされております。

また、佐世保東翔高校2年で猪乗の川崎彩葉さんが12月10日から長崎市で開催予定の「全九州高校総合文化祭 書道部門」で県代表に選出をされております。

7月頃からの感染者の拡大により、第5波が到来したコロナ禍の今年の夏にあって、このような若い世代の活躍は、町民の方々にとりまして、勇気と感動を覚える大変明るいニュースであり、若者たちの活躍を心から祝福し、敬意を表するとともに、一日も早くコロナウイルス感染症が収束し、日常生活が戻ることを願って、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会における行政からの提出議案等ではありますが、人事に関する同意等の案件3件、専決処分の報告4件、令和3年度各会計補正予算5件、令和2年度各会計決算認定7件、条例改正1件、工事請負契約の変更4件、財産の取得1件、その他の案件1件であります。各議案等の提案理由につきましても、その都度説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

大変失礼いたしました。先ほど、農業用施設の災害被害額を「840万円に達するものと見込んでいる」というように申し上げましたが、農業用施設災害につきましても「8,400万円」に達するものと見込んでおります。さらに、林道災害につきましても、被害額は現時点の概算で「約3,300万円」に達するものと見込んでおります。このように訂正をさせていただきます。以上でございます。

**議 長** これで行政報告を終わります。

(10:19)

**議 長** ここで、先ほど私の諸報告の中で、報告漏れをしておりました。失礼をいたしました。今定例会に陳情が2件提出されております。写しを配布しておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。

## 日程第5 一般質問

**議 長** 次に日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、小田成実議員。

**7 番 小 田** 議席番号7番、小田成実です。質問の前に、コロナワクチン接種においては、一般業務と並行して順調に実施されていることを高く評価し、コロナ感染症の一日も早い収束を願っております。

また、8月の豪雨災害においては、避難所の開設や災害現場への迅速な対応等にあたっていただいている事に敬意を表します。

それでは、2項目の質問をいたします。

1項目目です。県立川棚高校の新入生及び在校生への補助について質問します。

県立川棚高校は、ここ数年入学希望者の減少により定員の削減につながっています。将来的な事を考えれば、川棚町における県立高校の存在は、町の活力にもつながるものと考えます。川棚高校は創立80周年を迎え、令和4年度の学校案内への記載には、地域や社会のリーダーを育むことを目標として、地域で学ぶ・地域を学ぶ・地域のために学ぶ、という柱の下、ふるさと長崎を牽引する人の育成、ふるさと長崎を創造する人の育成、ふるさと長崎を支える人を育てるといふ、地域と連携した教育を実践されています。また、創立80周年記念ロゴマークには、川棚町のシンボルであるクジャクをモチーフにしたものであり、川棚のPRにもつながっています。町内での活動としては、町内施設での実習や交流訪問活動として、ひさご荘訪問、小学生へのミシン教室、小学生への布小袋プレゼントや、町広報誌に掲載された町内団体とのコラボ事業などの交流活動を、活発に実践されています。このような地域に密着した高校は、川棚の活力につながる財産であり、若者の人材確保や、将来的には、ふるさと川棚へのUターンにもつながるものであり、入学生や在校生への補助は、将来川棚町を担っていく人材の育成や確保につながる、先行投資と言えます。また、町と川棚高校との連携により、将来を担う若者を地域で育成し、少子高齢化の社会で活躍できるようにバックアップしていくことも重要と考えます。また、ホッケーのまち川棚として

も、同校のホッケー部は全国大会などへの出場などの活躍で、川棚町のPRにもつながっています。以上のようなことを考慮し、入学生及び在校生を対象に、県立波佐見高校と同等以上の支援を行えないか尋ねます。

2項目目です。台風や豪雨災害による復旧工事について質問します。

台風や豪雨災害による復旧工事については、県の補助事業や原材料支給による地元負担での復旧工事に取り組まれています。災害にあった場所が、地域住民の安全と安心を確保する上で、早急な復旧工事を行う必要がある場合、その土地の所有者が不明あるいは連絡が取れないなどの場合は、どう対応して復旧工事を行うか尋ねます。以上、壇上からの質問といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、2つの項目についてご質問をいただきましたので、まず県立川棚高校の新入生及び高校生への補助についてのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、長崎県教育委員会では、令和2年3月に第3期長崎県立高等学校改革基本方針が策定をされ、社会の変化に対応した教育制度等の改革と、県立高等学校の再編整備の2つの改革の方向性が示されたところであります。その中で学校の再編整備につきましては、少子化における中学校卒業生数の減少が背景にあるようであります。長崎県の平成31年3月の中学校卒業生数は1万2,437人でありましたが、令和12年3月の卒業生は約1,600人減、率にして13パーセントの減少と予測されております。少子化に伴う中学校卒業生数の減少は、今後も続くものと、このように思います。そのような状況の中で、従来の学校、学科の枠組みのままで対応を続けられれば、各学校が小規模化し、配置職員数の減少によって、開設科目数に制限が加わり、生徒の多様な学習要望や進路希望に対応できないことや、集団の中での切磋琢磨や相互啓発の機能が低下することなどが懸念され、学校行事や部活動等の面においても魅力的な活力ある教育活動が難しくなるなど、高等学校の質の低下が懸念されているところであります。この基本方針では、学校の適正な配置について述べられており、適正な学校規模の基準を念頭に置き、今後の中学校卒業生数の推移や、高等学校への入学動向、交通事情等の地理的条件及び産業構造等の地域の実情、学科の適正な配置等を十分に考

慮しながら、全県的視野に立った統廃合を含む再編整備を行い、学校の機能と教育水準の維持向上を図るとする基本的な考えが示されております。その中で、適正配置の基準などが4項目示されておりますが、その一つに、同一市町又は近隣の市町に所在する2つの高等学校において、1学年の学級数が合わせて標準規模学級の3学級から8学級になる場合、効果的な教育機能を確保する観点から統合を検討することとされており、まさに川棚高校と波佐見高校に当てはまる状況ではないかと、このように懸念をいたしているところでもあります。小田議員もそのようなことを危惧されて、川棚高校への支援についてのご提言をいただいたものと、このように理解をしたところでもあります。本町における川棚高校の存在は、充実した学びのまちをつくることに貢献しており、まちの活性化策にもつながっているものと認識をいたしており、統廃合によってなくなることは、絶対避けなければならないと、このように考えているところでもあります。そこで、本町といたしましては、人口減少に歯止めをかけ、まちの活性化を図るために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、4つの基本項目に沿った様々な施策に取り組んでいるところではありますが、その基本目標の3つ目には、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための施策の1つとして、充実した学びのまちをつくるための効果的な取組として、川棚高等学校の支援事業についても掲げているところでもあります。川棚高等学校は生徒数の減少に伴い、学級数が縮小されている状況に加え、町内から進学する生徒数が少ないことから、まずは川棚中学校から1人でも多く川棚高校へ進学するような施策を展開しなければと考えており、川棚高校のPRや、町内から川棚高校に入学する際に支援を行うことと、このようにしているところでもあります。このことにつきましては、学校側の意向も考慮する必要がありますので、協議が整い次第、新年度予算に盛り込みたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、台風や豪雨災害による復旧工事についてのご質問にお答えいたします。

台風や豪雨災害による災害復旧につきましては、道路、河川等のいわゆる公共土木施設におきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法において、復旧費用について国の負担を定め、速やかな復旧が図られているところでもあります。また、農林関係では、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補

助の暫定措置に関する法律において、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設が補助対象とされており、これらの災害につきましては、補助事業により災害復旧工事を施工しているところであり、なお、農地の災害復旧につきましては、所有者負担が伴いますので、被災後に所有者からの申請により災害復旧工事を行っているものでありますが、耕作が確認できる農地のみが対象であり、被災時に耕作していなければ対象外となります。また、農業用施設の災害復旧につきましては、関係地権者2戸以上が対象となっております。その他山地災害につきましては、災害復旧を行う条件として、保安林指定が義務付けられており、また、所有者負担が伴いますので、被災後に所有者からの申請により災害復旧工事を行っているところであり、このようにして、市町村が行う災害復旧工事は、各種法律に基づき、国の負担や県の補助を受けて施工しているところであり、お尋ねの民有地につきましては、これら法律の及ぶ対象ではないようであり、町での対応は非常に難しいと考えているところであり、以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。川棚高校への支援策などについては、新年度の予算に盛り込みたいというふうな答弁でしたけども、どのような支援策が考えられるのか、検討されているのか、というのをお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。お尋ねします。まず議員の方から壇上で、県立波佐見高校と同等以上の支援をとということでご提言をいただいておりますので、そういうことについて担当課長の方からまずは説明をさせます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは、波佐見町の波佐見高校への支援についてご説明させていただきます。波佐見町におきましては、7月の臨時議会において、波佐見高校を支援するための事業費1,000万円を追加する一般会計補正予算を可決しております。支援の内容としましては4つの事業に分かれておりまして、1つ目が生徒確保支援事業として、町内に居住する生徒に10万円、町外生徒に5万円の入学支援、通学の定期券購入費に対する支援、そして下宿などに対する支援費の補助を行うことにしております。2つ目に

進学支援事業として、大学等の受験料の補助、これは上限3万円ということになっております。3つ目に部活動強化対策事業として、遠征に必要な貸し切りバス等の利用に対する支援。4つ目がその他町長が必要と認める事業ということで、4つの事業を考え予算計上をしたということでございます。なお、7月の臨時議会で提案されました事業費1,000万円につきましては、今ご説明しました1番目の生徒確保支援事業、これについての予算は計上されていないということでございます。ですので、1,000万円以上のお金がかかるということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

**議 長** 町長、今小田議員からは、本町はどういった内容を検討しているのかという質問だったと思いますが、今の説明は波佐見町の事例を説明していただいたんですが、小田議員の質問の答弁は。お願いします。町長。

**町 長** はい。波佐見町の波佐見高校への支援は、今課長が説明したとおりであります。そこで先ほどはどういった支援を考えているのかということでもありますけれども、今後高校側と協議をしながら、新年度予算に盛り込みたいと、このように考えております。先ほど波佐見高校と同等程度というようなお話がありましたが、波佐見高校では町内の子どもたちに10万円、そして町外からは5万円というような制度があるようでございますが、本町といたしましては、地方創生総合戦略、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策ということで取り組んでいきたいと、このように考えております。そういったことを考えますと、まずは川棚高校は先ほど言いましたように、学びのまちとして貢献をしております。それから、総合戦略の中では、子育ての支援策として掲げております。そういったことを考えますと、川棚中学校から川棚高校に進学する子どもたちの支援については、具体的に盛り込みたいと思っておりますが、町外からの進学者については、私の考えではそうあるべきではないと、このように考えております。その他詳しい内容につきましては、今後検討していきますので、新年度予算に盛り込んでいきたいと思っております。以上でございます。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。新年度の予算に盛り込んでいただけるということで、

波佐見高校はですね、長崎新聞の令和3年7月28日付けで内容が載っておりましたけども、この予算を確保すると、盛り込むということに対して、波佐見町議会においても、逆に波佐見町から川棚高校へ進学する生徒に対しても補助ができないかというふうな質問もあっているようですので、そういうことも調整をしていただきながらですね、併せて川棚高校とも十分協議をしていきたいと思いますが、川棚高校と、支援の内容について協議をこれからしていられるだろうと思いますけども、その日程等などは今のところまだ考えてられないのかお尋ねいたします。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。小田議員のご質問にお答えいたします。川棚高校につきましては今のところですね、具体的な内容について全く協議をしていないということでありまして、これからその辺について協議をしていくということでご理解いただければと思います。以上でございます。

**議** 長 小田議員。

**7 番 小 田** はい。十分ですね、川棚高校あるいは川棚中学校、教育委員会とも協議をされて、新年度の予算に助成、補助、盛り込んでいただきたいと思えます。

併せてですけども、私波佐見高校と同等以上というふうなことで質問内容に書いておりましたけども、そのほかに、ホッケー部に対しても、その部活、ホッケーに限らず部活への補助なども考えていただけるのか、再度お尋ねいたします。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。考えておりません。以上です。

**議** 長 小田議員。

**7 番 小 田** はい。ホッケー部は、ホッケーのまち川棚を背負ってですね、活躍しているので、高校ともいろいろ協議をしながら、実情を把握されてからですね、考えられるものであれば考えていただければと思います。

それともう1つですね、川棚高校の環境整備についての補助ができないかということをお尋ねをいたします。国道に面している川棚高校グラウンド、今草が生えております。校内においても、職員の方が定期的に草刈りとかなんとかはされておられるんですが、なかなか県からの予算が付かないと、除

草作業にも大変困っているというふうな話を聞きましたので、その環境整備の補助として、草刈りあるいは庭園の整備などを補助をしていただく、あるいはシルバー人材センターから作業員を派遣をしていただくというふうなことは考えていただけないかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。川棚町内には県立高校が3校あります。それぞれ県の予算において校内の環境整備等もなされているものと、このように思っております。特に特別なものがない限り、町で予算措置をしてそれにあたるということはいかがなものかと思っております。今質問がありましたけれども、直ちにそういうことになるというふうなことはありえないんじゃないかと思えます。そういった中で、過去に国道沿いに約1メートル幅の花壇がありました。これについては花いっぱい運動で地元の皆さん方のボランティア活動によって美しい花壇が設置をされておりました。これについては今残念ながら、恐らく高齢化の背景があったのではないかと思います。中断をされております。これについては、何か復活できないか、考えてみたいと思えます。それから、議員は波佐見高校と同じような支援をということで具体的に述べられておりますが、やっぱり今学級数も削減をされて、子どもたちの進学者数も減っておりますので、やっぱり将来は統廃合があるんじゃないかという危機感の中から発言をされておりますが、これについては、だからと言って金銭的に地元の町が支援をするということはいかがなものかと思えます。やっぱり子どもたちが進学を選ぶ前にはそれなりの理由がありまして、特に川棚高校は普通高校でありますので、進学校だというふうに私は思っております。そういったことから判断いたしますと、学校自らが努力をされて、まずは偏差値を上げていただくと、そして学校自らが魅力ある高等学校にしていかなければいけないんじゃないかというふうな思いも思っております。今回の協議の中ではそういったことも意見交換を学校側とさせていただきたいと、このように思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。それでは新年度の予算に盛り込んでいただくというふうなことで、次の質問にいきます。この災害によつての復旧工事なんですけ



ども、実際私が質問をしたような事案が1件あっておりますけども、それを町長は知っているのかというのを、まずお尋ねします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 多分白石郷内の、いわゆる峠付近の話ではないかというふうに思っております。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい、そうです。昨年7月に災害をそこを受けまして、なかなか復旧工事が進みませんでした。それで地元の総代さんが走り回られて、何とかしようと、現場を見て、私も見ましたけども、そのまま工事をすると二次災害が起こるというふうなことも懸念されました。それで、何とかならないかというふうな要望も地元総代から上げていただいたんですけども、なかなかその土地の所有者に行き着かなかったわけなんです。農業委員会にも確認をされたんですけども、非農地通知を送っても返ってきたと、連絡が取れないと。しかしながらそのまましておくと、更なる災害につながるというふうな状況でありまして、町からのですね、回答によりましては、連絡が取れないなどのそういうふうな人の土地を工事するのは、法律の問題に関わると。その法律の問題は国レベルの法律の問題になるので、町としてはどうすることもできませんというふうな回答だったようです。このような工事があったのでですね、その地元の総代さんは、法律の問題で町もどうもできないというふうなことを、その地区を預かる総代に何とかせろというふうなことですかというふうに、なんか啖呵を切られて、工事を進められたそうです。それでいいのでしょうかというふうなことを町長にお尋ねいたします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい、お尋ねします。先ほど答弁いたしましたのは、一般的なことで、町が災害復旧を補助事業として実施する場合のことを申し上げまして、一般的なことを申し上げたわけでありまして。そこで、今議員からは、職員の対応について述べられましたが、法律の問題に触れるというようなことにつきましては、恐らくその土地が私有地でありますので、私有地については所有権が確立をされておまして、いわゆる憲法第29条でも財産権が認められておまして、その2項には公のために適正な補償に基づき活用で

きるといふこと、それ以外は個人の財産を勝手に町であろうともいじったらいけないと、こういったことを多分申し上げたのではないかと、このように思います。そういったことから、災害が発生をした場合に、その復旧ができないということは、当然でありますけれども、ただ、復旧工事は出来なくても、災害が発生した、例えば土砂を取り除く程度については、例えば消防団の皆さんだったり、あるいは地域の皆さんだったり、そういったことを町も中に入って当然する必要があります。そこが民有地だから、あるいは所有者がおらないから何もできないかということではないわけでありまして、例えばその農地が真に住民の生命財産を脅かすような、そういった切羽詰まった状況であれば、それは緊急的に町の方は地域住民の生命財産を守る立場にありますので、何か方法を考えて対応しなければいけないんじゃないかというふうに思います。その法律の問題については、担当職員、私は把握しておりませんのでわかりませんが、恐らくそういったことからの発言ではなかったかと思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。地元の総代さんもですね、大変地域の人から危ないと、危険があるというふうなことを指摘されて、何とか崩れてくるような土の除去などをされたそうですが、やはりこういうことは地区の一総代さんに何とか法律の上の問題でできませんよというふうなことじゃなくして、最後まで地域住民の安全を確保するというふうな観点から、町の職員さん、担当課においてですね、最後まで相談に乗ったり、対策を考えたり、今後していただきたいと思っておりますけれども、そのような執り方をしていただけるということではよろしいでしょうか。お願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。今先ほども言いましたように、個人の財産については、町であろうとも、そこには手を付けられないということが原則にあります。そういったことをまずご理解いただきたいと思っております。そういった中で、今議員が要望されたようなことについては、職員としては当然そうあるべきだと思っておりますので、今後指導をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

**7 番 小 田** 終わります。

議 長 はい。

( 1 0 : 5 6 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 5 6 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、町長より発言の訂正の申出がっております。町長。

町 長 誠に申し訳ありませんが、発言の訂正をさせていただきます。先ほどの小田議員の質問に対して自席から答弁をいたしました。答弁をする際に、まず「お答えいたします」ということで答弁に入るわけですが、その折に1回か2回だけ「お尋ねします」と言ったそうでございます。これは議員に対して私が質問することは許されておられませんので、心からお詫びし、訂正をさせていただきます。以上でございます。

議 長 はい。それでは次に、福田徹議員。

1 番 福 田 おはようございます。議席番号1番、福田徹です。本日は空き地対策について、町長へ一般質問を行います。

まず、本題の空き地対策の質問に入る前に、空き地と関連し、また似たような課題がある空き家対策について触れておきます。川棚町では、放置された建物やお店などが目立つようになり、川棚町ではその対応として平成26年4月に「老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱」を制定し、令和3年3月に「川棚町空き家等対策計画」を策定しました。その結果、空き家に関しては、対策を講じる環境が整い、新たに家屋が建てられるなど、その効果が少し見られているのではないのでしょうか。しかし、住宅地における空き家の中には、住まいとしての利用ができず、取り崩される建物もあります。そして、その家屋の解体が進んでも、その後の更地の管理が行き届かず、雑草が生い茂るなど環境の悪化が見られ、近隣の住民からは苦情の声が上がっています。このような未利用の空き地には、雑草の繁茂による景観の問題、そこに発生する害虫などによる衛生上の問題など、直接目に見える課題とともに、本来そこに住まいする人がいないことによる生活による消費等の減少、

町への税収の減少など様々な経済活動に影響を及ぼすものと言われており、国が外部不経済ということで指摘しております。これらの課題など、空き地の抱える問題は多岐にわたっております。このような課題に対処するため、最近では、多くの自治体で空き家と併せて空き地を含めた管理運営に関する条例制定が見られます。本町でも空き家・空き地を合わせた条例の制定や関係する要綱などを改正するなど、空き地対策を進めるべきではないでしょうか。そこで、以下の4点について尋ねます。

①空き家対策の効果など現状をどう見ておられるのでしょうか。

②住宅地における空き地管理に関する苦情などは、町へ届いていないでしょうか。また、管理されていない空き地の現状は、把握されているのでしょうか。

③空き地を含めた空き家・空き地管理条例を制定し、空き家バンクのような空き地バンクを創設するなど、対策強化ができないでしょうか。

④空き地の管理運営に関して神戸市では、「空き家・空き地地域利用応援制度」を創設し、自治会やNPO法人など地域での利用を支援する事業を行っています。これにより、生活環境の改善のみならず、地域のコミュニティ活性化が図られ、地域力が高まると言われています。川棚町でも参考にして同様の施策を検討できないでしょうか。町長のお考えをお聞きします。以上、壇上での質問といたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 福田議員の空き地対策についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、4つの項目についてご質問をいただきましたので、順にお答えをいたします。議員もご承知のとおり、全国的に人口減少や既存の住宅の老朽化等により、空き家などが年々増加し、適切な管理が行われずに放置されている空き家などが、崩壊等による事故、犯罪、火災、景観など、多岐にわたる問題が生じているところであります。

そこで、国においては、地域住民の生命と身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の利活用を促進するため、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされ、平成27年5月から施行されたところであります。この特別措置法の中で、市町村の責

務が規定されておりまして、「空家等対策の計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」とされていることから、本町においても、本年3月に「川棚町空家等対策計画」を策定をしたところであります。その中に、空家化の予防、空家等の活用、管理不全の解消、空家等に係る跡地の活用について、基本的な取組方針が示されており、今後、これらの方針に沿って対策を進めていかなければと、このように考えているところであります。

そこで、1点目の「空き家対策の効果など現状をどう見ているか」についてであります。これまで平成26年4月に川棚町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱を制定し、空家等の所有者等の責務を明確にし、管理不全の空き家がある場合は、その所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行ってきたところであります。その結果、今まで改善を図るよう求めてきた空き家の中で、所有者によって解体・除却が行われ、解消された事案もありますが、残念ながら、本町における空き家に係る問題全般の解消が進んでいるという状況ではないようであります。特に、適正な管理がされずに放置されている空き家は、所有者等の調査に非常に時間がかかるものであり、そもそも所有者が町内にいない場合がほとんどであり、現在の連絡先も不明であることが多く、現状では、時間と人手がかけられる余裕もなく、所有者等の居住地が判明している場合において文書郵送による適正管理の催告を行うことくらいしか方法がないというのが実情であります。このことは、空家等対策の推進に関する特別措置法において、立入調査、特定空家の所有者に対する助言・指導・勧告、措置命令、措置命令に応じない場合の行政代執行といった、市町村が行うことができる一定の手続きが定められ、市町村に対して強い強制力が付与されたものの、その行使には、膨大な時間と労力と経費を要するものであり、そのことが解消につながらない根本的な問題であるということを是非ご理解をいただきたいと存じます。

次に2点目の「住宅地における空き地管理に関する苦情などは届いているか。また、管理が行き届いていない空き地の把握はしているのか」についてであります。空き地に関しましては、環境保全に関する必要な事項を定めた川棚町環境保全条例において、第23条に「空地の適正管理」、第24条に「必要な措置の勧告」の規定があり、住民福祉課が所管をしているところ

であります。主に雑草の繁茂や害虫の発生など、管理が行き届いていない空き地について、地域住民から苦情が出ることがあり、その都度所有者に対して必要な措置を講ずるよう求めているところでもあります。そうした意味合いにおいては、管理が行き届いていない空き地の把握をしておりますが、空き地の適正管理については、川棚町環境保全条例第23条において、「空地の所有者又は管理者は、その空地における雑草類の繁茂、廃棄物の不法投棄等により、附近の住民の生活環境を侵害しないように適正に管理をしなければならない。」と規定されておりますように、大前提として、所有者に対して適正管理を求めているものであり、町が包括的に把握するものではないということをご理解いただきたいと思います。

3点目の「空き地等を含めた管理条例を制定し、空き地バンクを創設するなど対策強化ができないか」につきましては、本町では川棚町内における空き家の有効活用により、空き家の解消、移住・定住等の促進及び地域の活性化を図るため、平成28年8月に「川棚町空き家バンク実施要綱」を制定し、空き家バンクの制度を設けているところでもあります。この空き家バンク制度は、現在、その対象を「居住を目的として町内に建築された建物及びその敷地」としており、空き地だけの場合は対象としておりませんが、ただいま議員ご指摘のように、空き地の有効活用を促すような対策は必要であると思いますので、今後、空き地も対象とするよう対応したいと、このように考えております。その場合は、現行の「川棚町空き家バンク実施要綱」の改正により対応可能であると判断をしておりますので、ご提言いただいたような「空き地を含めた管理条例の制定」は、新たには不要であると考えております。

4点目のご質問につきましては、議員からのご指摘を受け、早速神戸市の「空き家・空き地地域利用応援制度」を調べたところ、この制度は、空き家を地域の交流拠点に利用することにより、地域の活性化に寄与するため、空き家の改修経費について一定の補助を行うという制度で、補助事業の対象となるものは、地域活動に供する空き家の所有者等であり、補助金の額は改修工事費の3分の2、上限が約230万円となっているようであります。ご承知のように、神戸市は人口150万人を超える政令指定都市であり、こうした空き家の活用支援制度に対して、それなりの活用実績があっていると思わ

れますが、本町の実情を鑑みた場合、近年では平成30年10月に開館した、平島地区における「昭和館」のような、地域住民の方々によってつくられた交流拠点の例もあり、大変喜ばしいことと思いますが、これは極めてまれなケースであり、また、支援制度の創設により、空き家の有効活用の促進につながる見込みは少ないのではないかと、このように思われます。本町の場合、地域の交流拠点として、各地区の自治会公民館が広く活用されており、そうした公民館の改修等については、以前から補助制度を設けて支援を行っておりますので、今のところ本町において、先ほどご提言いただいたような神戸市のような施策を設ける考えはありません。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** はい。では順に再質問に移りたいと思います。①の件ですけれども、空家等の苦情といたしますか、そういったものがあって、町としても所有者の確認に努力されているんだろーと思いたすが、なかなかその不明者の割り出しというのができないということは、以前からのいろんな質問等でお聞きしておりますが、そういう対応といたしますか、町で調査をされた件数というのはおわかりでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** 今正確な数値を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 正確な数字でなくても、大体件数が10件程度なのか、100件程度なのか、どれくらいあったのかというのはおわかりじゃないですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 今総務課長が言いましたように、町では把握をしておりませんが、確認をしておりませんが、以前、数年前に総代会で調査をされて、町内に約100件程度の空き家があるという報告を受けております。現在はそれよりも少し増加をしているんじゃないかと、このように判断をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 壇上で申しましたが、新しく建物が建ったりしているところもあって、いろんな、27年制定からですね、その効果があったんじゃないかなと思うわけですが、そういった効果っていいですか、対応したところで新しく家ができましたよというような事例は把握されていますか。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** 一部所有者にお願い等をしまして、解体して除却をしていただくということは数件例があります。ただ、そのあとに家を建てられたかどうかというのは、私の方では心当たりがないんです。ただ、自発的に、我々の指導外で、長年放置された空き家が解かれて、それで建設が進められて、そういったケースはやはりいくつかあるようです。ただ、我々の指導範囲外ですので、そういった意味において正確に把握をしていないということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 要綱を作られて、空き家対策を進められるわけですが、そういった判定委員会とかいうのがあったんじゃないかなと思うんですが、そういったのは開催されたことはありますか。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい、お答えをいたします。今回、今年の3月に作成しました空家等対策計画、ここにおいてその手順を定めたところであります。それで、その中で決定したのが、特定空家の認定であります。これは、改めて空家等対策委員会、ここで認定をしていこうということを決定したところでありまして、まだこの認定が進んでいないという状況であります。これにつきましては、正式にそういう委員会で認定の手続き、判定をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** ②の方に移っていきますが、町長も言われましたように、国全体としても空家等が増えていっている、空き地が増えていっている、そういうふうな国の統計等もあります。そういった中で、そういったところの土地に対してのアンケートですか、自治体へのアンケートがあっているみたいですが、そういった中で行政指導をされたという件数が、いろんな対応の仕方の中でですね、1番行政指導をしましたよという項目が多かったんです



けど、その次に2番目としては、条例等による規制等が対応されていると。うちの場合は要綱とか、そういう計画で対応できるというふうな町長の先ほどの答弁ではないかと思いますが、やっぱり計画はあくまでも計画であって、計画の中にこういうことをしますよと書いてるんだったら、じゃあそれを実際に行える、住民関係者に表明する意味でもですね、条例化をしていくべきではないかと思うんです。そのために、ほかの多くの自治体で条例化が進んでるんじゃないかなと思います。で、町長は、いつだったかな、総代会において、条例まで定める必要はないというふうなことを説明されました。計画を立てるのだから、その計画の中でしていくというふうな、こういうお話だったかと思いますが、私は先ほどから言いますように、やっぱり条例というしっかりした手続きを明確化することで、まあ抑止力といいますか、そういったのが発揮できるんじゃないかなと思うんですが、もう一度町長のお考えをお聞かせください。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。まず今の質問については、空き地のことなのか、空き家のことなのか、なんか混在して質問をされているようですが、もう一度質問をお願いしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 申し訳ありません。空き家でしたね。申し訳ないです。じゃあもう②にいきます。国土交通省の方で、その空き家・空き地、そういったものの調査が平成29年に行われて、そういった統計をまとめられて、総務省なんかでもそれを基にした結果を公表されているわけですが、まあこれは5年ごとにあっているんじゃないかなと思うのですが、川棚町ではそういうふうな統計の町内のデータとかを分析されたことはあるんでしょうか。町内の分だけですね。伸びているとか減っているとか、そういったものはされているのか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** どなたか答弁されますか。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。答弁が遅れまして申し訳ありません。空き地の質問ですね。平成29年に国土交通省の通達によって空き地の調査が行われたということの発言がありましたが、担当課の方もそれは気付いておりませんで、そういった調査をした実績がありませんので、お答えをすることができませ

ん。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** はい。国交省がしたのは、住宅・土地統計調査というものでありました。まあ記憶がないということで、川棚町が範囲に入っていたのか、対象になっていたのかもわかりませんので、次に移りたいと思います。

空き家バンクに空き地を含めた、そういうふうな活用推進につながるような空き地バンクというのを、加えたようなもので、改正していこうということでありました。で、その空き地っていうものの、いろんな定義とかずっと改正されていく上で、検討されるわけでしょうから、私が言っているのはあくまでも住宅を建ててほしいという空き地なんですよね。そういったものが限定されて、家を建てられたとき、そういったときに補助金まで含めたようなところまで、改正された場合は関係してくるんでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 福田議員のご質問にお答えいたします。現在、空き家バンクがございますが、これに関してはリフォーム等の補助金等はございません。そして、今空き地バンクの話が出てきているところですが、こちらに新築をされたりした場合、これについても、今のところですねそれに対する補助金等は全く考えていないという状況でございます。以上でございます。

**議 長** 課長、もう少し大きい声でお願いします。

**企画財政課長** 空き家バンクにつきましては、今のところその空き家のリフォーム等に対する補助金、これについては、今制度として持っていないといった状況でございます。新たに空き地バンクを追加した場合、これにつきましても、例えばその新築にかかる費用の補助、そういうものは今のところ想定はしていないといった状況でございます。以上でございます。そういうことは考えていないということでご理解いただければと思います。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 川棚町は移住・定住も推進したいという考えがあるんだと思いますので、やはりここは町外からの移住も含めてですね、魅力になるような、まちづくりになるような補助金制度を少し研究されてはいかがと思いますが。他所の自治体は結構あるんですが、川棚町の財力に合ったような中で検討ができないか、お尋ねします。

**議 長** 町長。はい、町長。

**町 長** はい、お答えします。議員の3番目の質問は、空き地を含めた管理条例を制定したらどうかというご提言がっておりますので、それについては先ほどから答弁しておりますように、あくまでも空き地は個人所有地でありますので、個人の所有地を町が維持管理をするような管理条例はできないわけでありまして、で、今ご質問いただいたのは、そういった前もって通告をされている内容とは全く別の話に方向が進んでおりまして、ちょっと答弁する側も苦慮しているわけでありまして、まずはそのことについて議論を深めていただければと思います。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 私は空き地を町で管理するというふうなことは一つも思っていないんですが、空き地を所有者がしっかり管理しなさいよというふうな条例なんですよね。いろんなところの他所の空き家・空き地含めたところの管理条例をいくつか多分参考に見られたかと思いますが、そこを最初から違っているんであれば、今回はもう1回再度質問をまたやり直すべきかなと思います。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。ただいまの質問においては、今その意味がわかりましたけど、それに対しては川棚町環境保全条例を定めておりまして、そういった維持管理を所有者に求めているという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** はい。空き家は特定してあるわけですから、空き地も特定して定義して、もっと住民にわかりやすい、もちろん環境保全条例というのがあってですね、それはいいんですが、もっと見える形で条例化してはどうかという提言です。そこはもう町長としては条例化はしないということですので、他所には条例が制定されて、そういうところの方が私は熱心に取り組まれているんじゃないかなと思うわけで、こちらの考えがなかなか伝わらないのであれですが、④の方にいきます。

神戸市の例をとって質問しているわけですが、空き家もそうですが、空き家は町長が例に出されましたように、平島の昭和館とか、いろんなところの

施設を、空き施設といいますか、空家等を利用して、空き店舗とか利用して、そういうふうな地域活動とかに使われているのは承知しています。で、今回私が言いたいのは、空き地について、そういう利用をしたいという団体が出てくれば検討されるんでしょうが、そういうものができるんですよという条例を神戸市の例にならって、先に作っていただけないかなということまで質問していますが、いかがでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい、お答えします。神戸市のような制度を設けたらどうかということで、今再度ご質問がありましたが、先ほど言いましたように、壇上で答弁いたしましたように、空き地を交流施設のような、公共の用に供する利活用がなされるケースというのは、町内にはそう期待できないんじゃないかというふうに思います。先ほど壇上で言いましたのは、神戸市では160万人の人口がおって、150万人ですか、人口がいらっしゃいまして、そういう要望もあるということで利活用がなされているわけですが、現状の川棚町を見た場合には、やっぱり交流施設というのは、基本自治会の公民館でありますので、そういった公民館については助成事業を展開しておりますので、現状ではそれで十分ではないかとこのように理解をいたしております。以上でございます。

**議**            **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 公共の利用とかなんとかっていうことで、ちょっと町長が調べられたことと、私が描いている利用の仕方というのが、ちょっとずれがあるんじゃないかなと思います。具体的に言いますと、例えて言えば私の家に空き地がある、雑草が茂っている、管理してください、なかなか管理者がわからない、そういったときに、わかっても管理する、雑草を刈るお金がないとか言われた場合に、じゃあ私たち近隣の者でそこを貸してくださいと、そういうふうなバックアップを町がしてもらえたら、私たちが借りて、そこを草刈りしますから、花壇とかに使わせてくださいよと、そういうふうな利用ができるような仕組みができないかということ、神戸市という例で挙げましたので、そこからちょっとわかっておられて、答えてもらえるのかなと思ったんですが、ちょっとまだレベルがちょっと高いところで言われているので、なかなかそれは難しいだろうとわかります。ただ、近所の空き地が雑

草が茂っている、単純に言えばそういうことです。そういうものを、近所の人が、草刈っているからちょっと何かに使わせてくれと、家庭菜園なり、ちょっと思い浮かびませんが、花壇とかに使っていけば、両方、所有者も近隣の人もいいんじゃないかなと思います。そういう観点で町が手助けができないかなと思っての質問です。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい、お答えします。今議員のおっしゃったようなことができれば、非常に素晴らしい環境が保たれるのではないかとこのように思いますが、町が一元的に個人財産を管理する、そういった条例を作ることは非常に難しいと、このように思います。以上でございます。

**議**            **長** 福田議員。

**1 番 福 田** やっぱり噛み合わないですね。町長は、個人の財産を管理するんじゃないなくて、そういう近所の人とマッチングする、そういうふうな仕組みができないかということです。で、町長が言われる、その町が管理するんじゃないなくて、そういうふうな制度を採れば、例えていえば神戸市の例を挙げますよ、婦人会とか、町内会、自治会ですね、それとかNPO法人、いろんなまちおこし団体とかがありますので、そういう方が使いたいといった場合に、町の方でそういう制度をつくっていたら、期限は2年間、神戸市の場合には2年以上ということになってはいますが、そういうふうなあっせんをしてもらおう。あっせんといいますか、そういう仲介をできる、空き家バンクのようにですね、マッチングして、あとはもう当事者同士で契約がいくようにですね。ちょっと伝わってないですかね。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 神戸市の施策については、担当課の方で調査をしておりますが、ちょっとあとで答弁をさせます。それから、福田議員はあくまでもその空き地の管理条例を制定したらどうかということから、それに対する答弁をしておりますので、食い違いがあることについては、ご理解をいただきたいと思います。ただ、今おっしゃったのは、空き家バンクのような制度を設けたらどうかということの、今発言がありましたので、それについては空き家バンクを改正して、空き地・空き家バンクというようなことを今後作っていきたいということは冒頭述べたとおりでありますので、是非そういった中

で今議員が思っていらっしゃるようなところが解消できればと思いますが。  
ということで答弁をさせていただきます。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** ちょっと論点が噛み合わなかったのが、議員が4番目でご提言をされました、空き家・空き地地域利用応援制度、これは神戸市が作成されている制度ですが、これはホームページで見ておりましたら、この制度自体がですね、あくまで空き家を対象としたものであって、その所有者を支援するという制度でありました。それで、恐らく議員がご提言されている真意としましては、空き地を地域住民の方で有効活用するというのがですね、一般的にはポケットパークというふうに言われておりますが、ちっちゃな公園ですね、地域の住民の方で利用する、憩いの場とするような例っていうのは、いくつか市町村でもう既に進めているところがあるようです。その点がですね、神戸市のこの応援制度には載ってなかったものですから、このようなすれ違いができたのではなかろうかなと思います。ですから、先ほど言われましたような、ポケットパークですけども、地域住民の方で利用する憩いの場、こういったのに空き地の所有者に了解を取って、それで地域の方が期限付きで利用する、そういう制度はあるようです。以上、補足して説明いたします。

( 1 1 : 5 6 )

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 5 6 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、山口隆議員。

**6 番 山 口** 議席番号6番、山口でございます。通告文にしたがって、教育長に小中学校における学力向上対策についてお尋ねをいたします。

長崎県教育委員会は、本年5月に実施した学力調査の結果を公表いたしました。学力調査は、県が独自に実施し、その対象は小学5年（国語・算数）、中学2年（国語・数学）、中学3年（英語）で、受験生が約3万2,000名でございました。それによると、本町の結果は小中学校の全ての教

科で東彼杵郡内及び県内で下位に位置し、平均点も受験した児童生徒の平均点を下回っております。学力調査は、基礎学力の定着度を測るものと考えられ、結果だけ見ると本町の小中学生は基礎学力の定着度が十分でないと推測いたします。基礎学力は、子どもの「学びの姿勢」や将来の「進路選択」等に影響を与えるものと思われまます。小中学校における学力向上対策について以下の点について尋ねます。

①今回の学力調査の結果をどのように分析し、どのように捉えているか。

②本年度からGIGAスクール構想で児童生徒にタブレットが配布されました。そして授業で活用されていると思いますが、学力向上にどのように寄与しているのか。

③不登校の要因に「学力の問題」は出てきていないのか。

④小中学校における学力向上対策にどのように取り組むか。以上、4点でございます。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 山口議員の小中学校における学力向上対策についてのご質問にお答えします。

本年5月に実施されました県学力調査の結果が7月に公表され、7月15日の長崎新聞において市町別の状況について詳しく報道されました。川棚小中学校の状況は、県の平均点と比較して、小学校で国語がマイナス4ポイント、算数がマイナス1.9ポイント、中学校で国語がマイナス0.6ポイント、数学がマイナス5.2ポイント、英語がマイナス4.6ポイントと、いずれも県の平均を下回る結果となっています。他の市町と比較しますと残念な結果と言わざるを得ず、議員ご指摘のとおり、本町児童生徒の学力については大変厳しい状況であり、教育委員会といたしましても、申し訳なく感じているところでございます。

1番目の「今回の学力調査の結果をどのように分析し、どのように捉えているか」のご質問にお答えします。小学校では、県の平均点を上回っているのは、国語・算数とも1校だけでした。国語では書く領域が、算数では図形領域が大きく平均を下回る結果となっています。中学校を分析してみますと、国語では書く領域と読む領域が、数学では数と式、図形領域が、英語では聞く領域と読む領域が平均を下回る結果となっています。次に受験した小

学5年生と中学2年生の子どもたちの、昨年度の学力がどうだったかを調べてみました。本町では各小学校の全学年と中学1年生において、民間が行っている全国的な学力テストを毎年行っています。この学力テストを標準学力検査といいますが、この標準学力検査の今の5年生が4年生のときの結果は、全国平均点と比べ、国語も算数もマイナス8.2ポイントと全国平均を大きく下回っていました。県と全国の違いはありますが、今年度実施されました県の学力調査では、国語はマイナス4ポイント、算数はマイナス1.9ポイントでしたから、差を大きく縮めたことがわかります。このことから、経年比較では、川棚町の5年生は学力は伸びてきていると言えるのではないかと考えています。そして、中学2年生が1年生のときの標準学力調査の結果と経年比較してみますと、国語がマイナス3.9ポイント、数学がマイナス8.5ポイント下回っていました。今年度実施されました県の学力調査では、国語はマイナス0.6ポイント、数学はマイナス5.2ポイントでしたから、国語も数学も3.3ポイント差を縮めています。このことから、中学2年生の子どもの学力も昨年度より伸びてきているのではないかと考えます。中学3年生の英語につきましては、経年比較するデータがございませんが、現在の高校1年生が中学3年生のときの平均点より5.3ポイント平均点が上回っているので、英語の力も少し伸びているのではないかと思います。正答数の度数分布を見てみますと、平均点が低い、小学校の国語と中学校の数学と英語においては、上位者が少なく、中位と下位の人数が多い度数分布になっています。このことから、中位と下位の子どもたちの成績を引き上げるための方策をとらなければならないことがわかります。

2番目の「今年度からGIGAスクール構想で児童生徒にタブレットが配布され授業で活用されているが、学力向上に寄与しているのか」のご質問にお答えします。タブレットの効果についての客観的なデータはまだございませんので、学力向上に寄与しているかどうかはわかりませんが、はっきり言えることは、授業の様子が大きく変わってきています。導入された大型の電子黒板とタブレットをうまく活用し、自分の考えを発表したり、友達と意見交換をしたり、調べたことをタブレットでまとめ、プレゼンテーションで発表ができるようになっていきます。また、タブレットにダウンロードしたドリルを朝自習や隙間時間に取り組んだり、家に持ち帰って家庭学習で取り組ん



だりしています。中学校では、別室登校の生徒もいますが、子どもたちの所属している学年の授業を配信し、自分のタブレットで見ることができるようにしています。教室に入れなくても、同じ時刻に授業を受けることができるようになり、少しずつ自分の学級で授業を受けることができる生徒も出てきています。ほかにプログラミングやデジタル教材などを活用し、それぞれの先生方が工夫して授業をしているので、学力向上に寄与するものと、私自身も期待しているところです。

3番目の「不登校の要因に「学力の問題」はないか」のご質問にお答えします。不登校児童生徒がいる学校に、不登校の要因について調査したところ、学力の問題を要因に上げている学校はありませんでした。一番多く回答されたのが親子の関わり方を含む家庭環境でした。ほかには、友人関係や教職員との関係、本人の生活の乱れ、無気力、怠惰、発達障害的な要因が上がってきています。しかし、私の経験からも不登校の要因として学力の問題は少なからずあるものと捉えています。令和元年度の文部科学省の調査では、不登校の要因として学業の不振を上げているのが、小中学校で7.2パーセントありました。勉強がわからないと授業を受けるのも苦痛ですし、親や教師との関係も悪くなり、学校に居場所がなく行きたくなくなるのではないかと考えます。また、現在川棚中学校の不登校者は中学3年生で5人、中学2年生が6人、中学1年生が2人の計13人となっています。これは、1,000人当たりの不登校の児童生徒の全国平均が19人ほどですので、川棚中学校を1,000人で換算しますと35人ほどになり、非常に大人数になります。また、別室登校の生徒は3年生が7人、2年生が1人ですので、不適応を起こしている生徒が多いことも、学力テストの結果にも大きく影響しているのではないかと考えられます。

4番目の「小中学校における学力向上対策にどのように取り組むか」の質問にお答えします。県の学力調査のほかに、小学6年生と中学3年生を対象に5月に実施された「全国学力学習状況調査」の結果が9月1日付けで発表されました。この調査結果を見てみますと、残念ながら本町では小中学校とも全国平均点を上回ることができませんでした。しかし、小学校では全国平均点に国語・算数とも1ポイント差以内で、ほぼ全国平均に近い値になっており、県平均は上回る結果となっています。学校別では、国語では3校中2

校が、算数では1校が全国平均を上回っています。このことから、小学校6年生においては、学力はある程度身に付いているのではないかと思います。また、この調査では子どもたちの意識や、家庭等における実態調査、いわゆる学習状況調査も行われています。この調査結果から、小学校では、「学校へ行くのが楽しい」、「地域行事への参加」、「ICT機器の使用」、「道徳の授業において友達との意見交換をしている」の質問が、全国と比べて良好な回答が出ています。逆に「塾などに行っている」、「家に本がある」など経済的事情に関わる質問に対する回答が全国平均を大きく下回っています。中学校では、「家に本がある」、「地域行事への参加」、「地域や社会をよくするために考えることがある」、「国語や英語の授業」、「コロナ禍における規則正しい生活に関する質問」が全国と比べて良好な回答が出ています。逆に「新聞を読んでいる」、「塾などに行っている」、「家庭学習の時間」、「スマートフォンやICT機器を自分の勉強のために活用している」、「数学の授業に関する質問」これらが全国平均を下回っています。このことから、家庭環境や経済的事情が子どもたちの学力にも強く関係しているものと思われます。そして、1つ目の質問において、民間の標準学力検査を小学校全学年で実施していることを話しましたが、小学校1・2年生においては、国語・算数とも10点前後全国平均より低い結果となっています。低学年における学力の課題は、発達障害的要因が大きいと考えています。文部科学省の調査では、通常学級に在籍する児童生徒のうち、人とコミュニケーションがうまく取れないなどの発達障害の可能性のある小中学生が6.5パーセントという調査結果を出していますが、本町の場合、通級指導教室で指導を受けている児童生徒の割合が10パーセントと高い割合になっています。現在小学校1年生では通級指導教室に行かせていませんので、1年生を入れるともっと高い割合になるものと思います。学校にもよりますが、低学年で授業中落ち着いて座ってられない、話を集中して聞けない、個別に支援を要する子どもがいることが課題になっています。これらの子どもたちについては、早期に支援体制を確立することが有効とされています。教育委員会では現在、保護者との個別の相談のほか、各こども園や保育園を訪問し、気になる園児を観察したり、専門機関につなげたりして、早期対応ができるように努めているところです。

本町における課題について縷々触れてまいりましたが、学力向上対策にはたくさんの課題を解決していかなければなりません。学力の高い学校や市町、県を分析してみますと、次のようなことが言えます。「家庭・地域が協力的である」、「学校が規律正しく落ち着いている」、「不登校児童生徒が少ない」、「問題行動が少ない」、「家庭学習など学習意欲が高い」、「経済的に困窮している家庭が少ない」、「塾や習い事に熱心である」などが挙げられています。このような市町や県を見習い、差を埋めるために、これまで川棚町においては、議会のご理解のもと、ICT環境の整備、サポートティーチャーや特別教育支援員の配置、学校活性化事業、スクールソーシャルワーカー、ALTの配置など、他の市町と比べても手厚い支援、教育環境整備に努めて参りました。そして、教育委員会では、各校の校長と研究主任を集め、学力向上推進協議会を開催し、授業改善や学習規律定着のための方策を協議したり、学校訪問による指導を行ってきました。また、昨年度は県教育センターと、全ての教科の基礎となる読解力育成のための共同研究を行いましたが、今年度も各校において継続研究を行っています。

これからの学力向上対策につきましては、これまで述べてきた課題や平均点を下回っていることについて、一つ一つ丁寧に対応し取り組んでいかなければならないと考えていますが、これからは、川棚町の教育の特色としてICT教育の推進を柱にしていきたいと考えます。このことが学力向上につながり、他の課題に対しても有効ではないかと考えます。子どもたちがタブレットを活用し、進んで学習に取り組むことにより、家庭学習の時間も増え、その結果、学ぶ楽しさを知り、高い学力を身に付けることを期待するものです。また、教育委員会では、全ての教員を対象に、各学校ごとのICT研修会を行っています。まずは、教職員が導入された電子黒板やタブレットを使いこなせるようになり、授業中にICTを有効活用し、授業改善を図ることにより、子どもたちもタブレットを使いこなせるようになるものと考えています。この研修会は今後も定期的に行いたいと考えています。

最後に、ICT教育だけでは身に付けさせることのできない、補完する取り組みについて述べさせていただきます。学力の未定着の一因と考えられる不登校や発達障害を抱える子どもたちへの対応につきましては、この夏季休業中にサポートティーチャーや特別支援教育支援員を対象に、個別に支援を

要する子どもたちの理解を深める研修会を行いました。子どもたちと一番身近にいる支援員の方々が、不適応を起こしている子どもたちについて深く学ぶことは、不登校の児童生徒数の減少につながるのではないかと期待しているところです。

さらに、子供たちが積極的に学習に取り組み、より良く生きていくためには、夢や希望、あこがれ、目標を持たなければならないと考えます。そのために、地域の産業や人に学ぶ「ふるさと教育」や「キャリア教育」の推進が大事になってきます。各学校においては学校運営協議会が設置されました。このことにより、現在中学校で行われている職場体験学習の更なる充実や各学校の特色を生かし、地域と連携した取り組みにより、子どもたちの生きる力を育むことができるのではないかと期待しています。

教育は学力だけでないことは重々分かっているものの、子どもたちの学力を県レベル、全国レベルまでに引き上げなければ、将来の進学や就職等、子どもたちの夢を実現することに支障が出てきます。学力の向上のためには、知識、技能や思考力、人間性等の総合的な育成が必要であり、教職員の資質の向上はもちろん、保護者や地域の変容も含めた、児童生徒を取り巻く全ての環境が作用するものと認識いたしております。したがって、一朝一夕に成果が生まれるものではありませんが、川棚町の将来を担う子どもたちに未来を生きる十分な力を育成するため、今後も学力向上の取り組みに努力していく所存です。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** 2、3 質問をする前に、ちょっと言っときたいんですけども、全国学力テストのですね、これ結果公表してないんですよ、川棚は。いわゆるそのデータを基にですね、回答をされても、判断のしようがないと。通告を出したのは8月の25日でございます。全国の学力テストの結果が、総括が新聞に発表されたのが9月1日です。そして各市町村のデータについては、各教育委員会のいわゆる公表するかどうかは判断に任せられている。そしたら今教育長の答弁の中でですね、全国の結果をいろいろ並べられて、その結果を言われてもですね、全国結果我々全くデータとして持たない。そこは判断のしようがないわけですよ。だからその点はまず押さえときたいと思いますけども、あとで答弁があれば答弁をしていただきたいと思います。

それでまず最初にですね、いわゆる学力テストが、特に中学校の場合ですね、各市町村別に発表されております。ところが、1町1中学校の場合ももう中学校名がわかるわけですよ。川棚の平均こうですよと言われたら川棚中学なんです。東彼杵町こうですよと言われれば、1町1中学ですから。そして結果としてですね、これが中学校のランク付けになってですね、これがいわゆる進路その他に影響して来ないかと。その点どう捉えてますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。これまでの県の学力調査、全国学力調査の結果を見ますと、ここ数年やはり川棚中学校においては、県の平均、全国平均を上回ることはできておりません。ただ、各高校進学等の進学先見てみますと、かなり難関と言われている学校にも合格しておりますので、ほかの方々から見ると、川棚中学校低いと思われているのは仕方ないとしても、実情としてはやっぱり子どもたちも先生たちも頑張っていると、私自身は捉えております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** ちょっとそこがですね、私直接携わってきた人間でございますので、これは必ず高校ではやってるんです。こういうのをデータを揃えてですね、各中学校のランク付けというのはやってございます。ですからそういったことを考えればですね、もう少しこういった部分はトータル的におかしくない云々じゃなくてですね、やっぱり子どもの将来、進路選択に関わることですから、それはもう少し考えていただきたい。

それで先ほどもですね、全国学力テストの結果と比較したのがどうかと、その点答弁ございませんかと言いましたが何もないですか。それを答えられても私は、どこまで信用していいかわからない。データがないわけですから。それはあとでデータもらえますか、教育長。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。データについては山口議員に公表したいと思っております。毎年、全国学力状況調査については、本町としては公表しておりません。また、各市町においても公表している学校というのはあまり聞いたことありませんので、本県としてはあまり公表していないと、私自身認識しております。公表しない理由としましてはやっぱり過度な競争、そして先ほど言

われました、学校別のそういった、何といたしますか、ランク付けというか、この学校は今度学力が低かったというような、そういったことを控えるために、公表していないという状況です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 ということになればですね、公表していないと、いろんな観点からですね、その公表していないデータを基に答弁をされたというのはですね、こちらとしてはどこまでが正解か、ちょっと我々比較しようがないですよ。だからあとでもらえますかって、その答弁はどうなんですか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。データは後ほど、はい。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 それとですね、こういうことを言えば、ちょっと非常に、私もちょっと情けないんですけども、東彼3町で比較してですね、ちょっと東彼杵郡と比べたらですね、小中学校ともある特定の科目を、中学の国語ですか、それを除けばですね、全部10点近い平均で差があるわけですね。小学校から中学校まで。中学校の国語が東彼杵町と63点と61点ですから2点しか変わらない。それ以外の小学校・中学校全て含めてですね、10点近い平均差があるわけですよ。だから同じ郡内の子どもたちであれば、そんなに私は差はないと思うんですけども、この10点東彼杵町とそれから本町と比べて、10点近い平均に差があるというのは、どのように捉えていますか。

議 長 教育長。

教 育 長 私自身もその差があることについては、やっぱり驚いたことと、差があることについてははっきりした断定というのはできないと思うんですけど、中学校というのは教科担任制でありますので、やはりそういった教師の力というかですね、やっぱりそういったものを一つは大きなものがあると思います。そしてまた、中学校の方とも原因について話をしていくわけですけど、やはりなんか、不登校者を出してはいけない。そのために中学校の先生方がどうも課題を出すこと、そして課題を出して未提出者がいても、あまり強く提出を求めない、そういった悪循環、家庭学習のですね、もう不十分などというような状況も回答として得ておりますので、そういった複合的な要因で学力の方も伸びていないんじゃないかなと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 確かにいろんな要因があると思うんですねどね、やっぱり同じ郡内です、東彼杵町と10点差も近いというのが、果たしてこれが現実として受け止められるかどうかというのが一番気になるわけですよ。ですからできればそういった部分、何か原因があるんだらうと、あるから10点差があるのかなと。今教育長が言われました、教師の指導力の差とかそういうことであれば、やっぱりそれだけ先生方にもお願いするとか、そういった手立ては考えてないんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。答弁の中でも述べましたが、先生方に対する授業改善とか、指導のあり方ということにつきましては、学力向上の推進会議において、校長、研究主任交えて行っているところです。そして、県の学力向上の施策に基づいて、やっぱり授業についてはこういったことを取り組んでいくという共通理解をして、共通実践していくということで取り組んでいるものの、やはりそこは授業参観、学校訪問、私たち見るたびに、できている先生、できていない先生というのはありますので、やはりそこは教師力の差とかですね、そこが私たちの指導が及んでいないところなのかなと反省しているところです。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今回の結果からですね、保護者とかそういった外部からですね、何かもう少し頑張らせていただきたいとか、いろんな意見その他がきたとか、そういうのがございませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 教育委員会の方には直接そういった話は聞いておりません。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 次にですね、このちょっとGIGAスクール関係、タブレットについてですね、ちょっとお尋ねしたいんですけども、タブレットというのは、いわゆるこれはあくまでも学習の道具だろうと私は捉えてるんですよ。これが万能だと考えたらとんでもないことになる。そして現在は、このタブレットというのがコロナ禍の中でですね、オンラインとか、リモートの授業を行っている、そういう形が増えてきてるんじゃないかと思いま

す。ただ、これが、タブレットというのは対面授業と違って、生徒の反応が直に見えないと、まあそういったところから当然、このタブレット等その他使ったときに、果たしてそのあと対面的なフォローが行われているのかどうか、その点をお尋ねしたい。タブレットを単にやりっぱなしじゃなくてですね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 本町においては、まだタブレットを用いて遠隔、つないでの授業の実績はありません。ただ、夏休み、夏季休業中において、そういったことができるようにですね、研修は進めております。いろんな教育雑誌とか、テレビの情報とかそういったところをみてみますと、やはり遠隔操作というのは、どこの学校でも苦慮しているところです。子どもたちの理解度がどこまで進んだのか、やっぱり対面、面と向かって教員と子どもが向き合っ  
て授業を行うことと、またもう遠隔で行うということについては、やっぱり効果というのが全然違うんじゃないかなと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 当然これは恐らく先ほど教育長の説明の中でもですね、本町ではICT教育ですか、これを進めていくと、その中にICT教育となれば、特にタブレットその他子どもにやってるわけですから、当然それを中心に進めていくんだらうと思います。それ以外のことも電子黒板その他であると思いますが、当然これはですね、あくまでもですね、やはり小学生低学年の、発達障害とか不登校とかそういう問題も抱えていると言われたんですけども、当然そういう子どもたちには、やっぱり対面授業の大切さというのが一番重要だろうと。やっぱり人間と人間が接して、対面しながら指導をしていくと。そうすればこのタブレットの使うことによって、ICTを使うことによって、そちらを研究する時間に先生方が時間を取られてですね、その時間が減ってくる。そうすればどうしようもないと。だからあくまでも私は、ICT授業というのは、対面授業のですね、補完的な役割だろうというように考えているんですけども、教育長どうそこら辺は捉えておりますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。議員おっしゃるとおり、タブレット、ICTが万能じゃないと思っております。教科書においても、やっぱり紙の教科書という



のは、必要だ、残してほしいということも出ております。ただ、興味関心を高める、そういった部分においては、ICT教育というのは、とても有効ではあるかなと思っております。また、タブレットに、先ほどドリルあたりをインストールしてというのがありますが、何回も繰り返し繰り返し頑張れるというよさもあります。そしてまた、特別支援教育、発達障害の子どもたちのことも触れられましたけど、5分、10分しか授業中座ることができず立ってまわる子というのは、タブレットのいろんな操作、そういったのを興味を高めて、もう2時間でも3時間でも熱中してタブレットに取り組むというような特性を持った子どももいますので、やっぱりその一人一人子どもの発達の状況違いますので、そういった個別の支援計画というのは、各学級担任立てております。そしてまた、そういった発達障害の多い学級とか、支援を要する子どもたちについては、川棚町ではサポートティーチャーとか、支援員の先生を配置させてもらっていただいておりますので、その方々が有効に子どもたちに寄り添って、まあ担任は任せっきりということじゃないと思いますけれど、協同してですね、効果を高めることができるんじゃないかなと期待しているところです。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** この学力向上をですね、ちょっと問題にすればですね、いろんな弊害があるもんですからあんまりしたくないんですけども、3つ目の、不登校の理由にですね、勉強嫌いと言ったんですけども、学習というのは、大体人間というのは勉強せろとか、何々をせろというのが一番嫌になるわけですよ。これは小学生の低学年あたりはどうかと思うんですけどね。だから、勉強しなさい勉強しなさいとこう言われて、課題をどんどん出せば上がるというもんじゃないだろうと思いますけども、やっぱりこのところのバランスをですね、きちんと取っていく教育をやらないとですね、逆に、宿題がようけ出る、勉強せろと学校に行けば言われると。だから逆にそれが、いわゆる引き金でですね、いわゆる無気力になったり、それで学校嫌いになったり、それからいわゆる非行に走ったりとか、そういう傾向に出てくるんじゃないかと思いますけども、その学力を上げるときに、課題を出したりとか、勉強せろとか発破かけるというのはですね、どの程度ぐらいの限度と考えられておりますか、教育長。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 限度というのが、やっぱりその子に応じて違うと思うんですけど、やっぱり今の子どもたちの様子をずっと見ていますと、耐性ですね、頑張る力というか、耐える力というのが、かなり弱くなっていると思います。親からも怒られたことがない。そして先生方も子どもを怒ったら体罰だと言われる。で、ましてや親までも叱ったらネグレクト、DVだというような風潮になってきておりますので、やはりある程度もう子どもを鍛えるというところではですね、どんどん勉強に取り組ませていいんじゃないかなと思っております。経済的などところで塾に行っていないというのも先ほど述べさせてもらいましたが、基本的には学校で学力、学習を身に付けさせるというのが基本になってきますので、やはり議員がおっしゃった、基礎・基本というのは、最低限子どもたちに身に付くまでは繰り返し繰り返し指導というか、働きかけ、子どもたちに身に付くまで頑張らせるというのが基本になってくるんじゃないかと、私自身は思っています。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** もう大体4番目くらいに入りたいと思いますけども、4番目ですね、中学1年生にと記憶してますが、イングリッシュキャンプが実施されてますよね。これは実施されて決算とか予算委員会で私は何回か質問したんですけども、その目的は何か、そして成果は上がっているかといいましたら、必ず答えが、英語への興味を持たせ、国際化に対応するために実施しているんだと。そしたら、イングリッシュキャンプが、まあ1日かもしれないですけども、いわゆる英語への興味を持たせるという目的であればですね、もう少し英語の点数というのは平均点が上がっていいんじゃないかと考えるんですけども、そのところは学力向上に実際つながってきているのかどうか、どう判断されてますか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。そこを私も中学校校長に聞くわけですけど、議員のおっしゃるとおりで、もうちょっとこういった莫大な予算を使ってしているんだから効果を上げてほしいというのを、私自身も学校にお願いするところなんですけど、例えばALT、他の市町で日本人がALTをしている学校もあるんですけど、その子どもたちの様子、日本語も先生方、子どもたちと

も通じるので、効果は上がるんですけど、子どもたちの充実感がないといわれています。やっぱりほかの外国の方と一緒に触れあう、やっぱり異文化と接する、そういったことが学力云々につながれば一番いいんですけど、やっぱりなんか肌で触れあう、そういった体験というのは、イングリッシュキャンプなんかの取組、ALTとの触れ合いというのは、意義があるのかなと思っております。もちろんもう本当そういったことを機会に学力につなげてほしいと思うんですけど、やっぱりそこはもう中学校、先生方に頑張ってもらうしかないかなと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 学力向上のところ、いわゆる学力が、平均点が高い子、これは学力かどうかは私は判断はいたしませんけども、まあたまたまテストの結果がよかっただけなのか、それが必ずしも学力が身に付いてるとか判断は別個にしてですね、やっぱりそういうところは、例えば家庭、地域が協力的であったと、これは本町では、昨年からです、いわゆるCSをしたわけですね。コミュニティ・スクールですね。そうするとそこに、いわゆる学校評議員会ができた。じゃあこれがコロナで利用できなかったのかどうかは知りませんが、例えばこの橋渡しをするのがですね、家庭とか地域の橋渡しをするのがコミュニティ・スクールじゃなかったかと、目的からいけば一つの。じゃあこのコミュニティ・スクールの、学校評議員会というのはどのように活用されているのかですね。その活用次第では、家庭とか地域の協力を得られると思うんですけども、そこをどのように今されているのかちょっとお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。現在コロナ禍ということもあって、各学校に学校運営協議会の様子を聞きますけど、会議だけで終わっているというようなところで、具体的に一緒に活動を進めていくというようなことについては、なかなかできていないというような状況です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** はい。せっかくつくったわけですから、会議だけでなくで、せっかくこれでコミュニティ・スクールということを利用して、学校運営協議会がつくっているわけですから、やっぱりこれをもっと活用して

ですね、地域といわゆる家庭、その連携を進めていくと。そうしないと、もうクライマックスが、コロナ禍のためにですね全く機能しない形じゃないかと思うんですけども、もうこれでは意味がなかったんじゃないかと思えますけども、これは今後どのように活用していこうと思っていますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 子どもたちが一番求めているというか、子どもたちに一番影響するというのは、やっぱり人と人とのふれあい、地域とのふれあいだと思っています。先ほど答弁の中でも、地域の行事に参加しているとか、社会のことを思うというような、本町ではそういったことが高い回答を得ております。町子連の取組とかが、川棚町は特に地域のおじちゃんおばちゃんと子どもたちが触れ合う、知り合うという、一番最たる行事だったと思えますけど、それができていないというのは残念です。そういったことで、コミュニティ・スクール、学校運営委員会通じて、もっともっと私自身も地域との橋渡しとして、地域の中に子どもたちを出して、そしてまた地域の方々を学校に呼んで、いろんなことを取り組んでいくようなことを進めなくてはいけないと思っていますところですけど、やっぱりどうしても今学校に外部の人を招くというのが、コロナで入れ込んだらもうやっぱり休校になるという、それが一番恐れていますので、なかなかできないというところですけど、今学校とのふれあいじゃなくて、子どもたちを見守る登下校の方々、地域とのそういったことでできておりますので、もうちょっとそういったところをどうしていったらいいかというのは、先生方とも話し合っていきたいと思っております。また、運営委員になっていただいた委員の方々とも、いい知恵をいただければなと思っていますところですよ。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** あとですね、ちょっとあと1点ほど聞きたいんですけども、いわゆるその学力向上の中でですね、どうしても総合的に取り組まざるを得ない問題だろうと思っています。ただコロナ禍で、やっぱり学力的に平均点が高い学校というのは、やっぱりさっき言いました、家庭・地域が協力的であるとか、不登校が少ないとか、学校が落ち着いているとか、こういうところがいわゆる学力の平均点が高いんだと言われました。だから、そういう学校を当然目指していくと思うんですけども、本町では、いわゆる教師が問題

行動で手を焼いてですね、学力まで手が回らないとか、それから例えば、家庭での学習意欲や生活習慣の問題がある家庭が多いとか、そういったことがないのかどうか。そしてそういった点を今後どのように対応していくのか、問題があればですね。その点をお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 本町の状況をみてみますと、小串小学校とか、川棚小学校をみてみますと、1クラス30人以上の学級というのはかなりあります。そこでサポートティーチャーあたりの先生に手を借りながら、子どもたちにきめの細かい指導をしていこうとしているというところですけど、なかなかそこが手が回らない状況があります。そしてまた、保護者からの要望というか、まあクレーム的なこともたくさん出てきますので、そういった対応に追われている学校というのも聞いております。そういった、やっぱり地域が安定して、小規模、目が行き届くという落ち着いた学校においては学力も確かに高い傾向にあるのは事実なので、そういったところを本当目指していかなくては行けないと。教育委員会としても、支援員とか、サポートティーチャーの質をより高めながら、そしてまた先生方にも特別支援的な勉強もしてもらいながらですね、今後あたっていかなくちゃいけないと思っております。やっぱり2、3学級が崩れている学級もあるのは事実なので、そういった先生方もフォローしながら、子どもたちの学力を身に付させるというところが一番大事ですので、そこに行き着くように取り組んでいきたいと思っております。

6 番 山 口 終わります。

(13:49)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:49)

(…休 憩…)

(14:00)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

10 番 堀 田 議席番号10番、堀田一徳です。2項目質問をいたします。

最初に、農業従事者の高齢化に伴う担い手対策について。

農業の従事者は高齢化と担い手不足に襲われております。若手の就農者は減り、70歳以上の高齢就農者は増えております。圧倒的に将来の農業を担う人材が足りません。新規で農業を始める人の動機は、自然や有機農業へのあこがれや、田舎暮らしがしたい、自然の中で子育てがしたい、定年後の健康維持のためなどであります。よって、今後の農業について、以下の点を尋ねます。

①家族に後継者がいない農家をリストアップし、経営継承希望者をマッチングする第三者経営継承の事業を行う考えは。

②中山間地では地域全体が高齢化し、働き手が減少する中で、田畑があっても傾斜地のため規模拡大は難しく効率も悪い。こういう地域には、田舎暮らしをしたい方、定年帰農で利益追求でない農業、「半農半X」などの多様な希望から農業や地方暮らしを求める方々を受け入れる事業の考えは。

③新規就農を希望する人が本町を選んでもらえるように、本町の地域情報や魅力を十分発信していくべきではないですか。

④総合計画において「基幹農道の整備に伴い、沿線農地などの有効活用に取り組む」とありますが、具体的な計画は立てているのか。

2項目目、ヤングケアラーについて。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18未満の子どものこととあります。厚労省が2020年約1万4,000人規模で実施した初の実態調査では、中学2年の6パーセント、全日制高校2年の4パーセントが該当するとあります。本町での現状について、以下の点を尋ねます。

①早期発見するために、学校、医療機関、福祉事業者などに対して調査をする考えはありませんか。

②調査によって本町でも事例が見つかった場合の支援体制は。

③ヤングケアラーという言葉の認知度を高めるために厚労省が2022年から3年間を集中取組期間に設定するとしているが本町の対応は。

④2022年度より福祉、介護、医療、教育の現場で関係者の研修が予定されているが本町の対応は。以上、壇上から質問をいたします。

議 長 町長。

町 長 堀田議員ご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、2つの項目についてご質問をいただきましたので、まず第1点目の農業従事者の高齢化に伴う担い手対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、①のご質問についてであります。現在、国において、農業者の高齢化の中、これからの地域農業を担っていく世代が、効率的な農地の利用やスマート農業を行うための施策として、農地の集積・集約化を行うための「人・農地プランの実質化」が進められているところであります。本町におきましても、町内8集落、中山集落、五反田集落、小串集落、下組集落、野口集落、新谷集落、石木集落、岩立集落において、農業者の皆さんが徹底した話合いに基づき、「将来にわたって地域の農業を誰が担っていくのか」、「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていただく取組が進められているところであります。また、現在、取り組んでおります農地中間管理事業において、少子高齢化に伴う担い手不足により農作業ができなくなった農地を、一旦、農地中間管理機構が引き受け、新規就農者や経営拡大等のため農地を求める方に借りていただく制度があり、現時点で327名（約370件）の方がこの制度を利用されている状況であります。今後、これらの取組を進めることにしており、新たな事業を行う考えはありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、②のご質問についてであります。全国的に農村、特に中山間地域においては、少子高齢化による人口減少が都市部に先がけて進行している状況のようであります。本町の農業におきまして、トマト農家や畜産農家については、担い手も確保され順調な農業経営が営まれているところでありますが、その他の地域におきましては、少子高齢化の影響により担い手不足が深刻な状況であると、このように認識しているものであります。そこで、先ほど申し上げました、現在取り組んでおります農地中間管理事業を更に推進することといたしております。なお、近年では、新規就農者として、アスパラ農家3戸、肥育牛農家1戸の実績があがっております。ご質問の「半農半X」につきましては、農林水産省の「新たな基本計画の農村振興施策」として、その支援のあり方が検討されているところでありますが、農村で副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み

合わせた働き方であり、島根県では、新たにU・Iターンをして、兼業就農をされた方に対しての支援が行われているようであります。本町におきましては、現在のところ事業化する考えはありませんが、「半農半X」を農業従事者の高齢化に伴う担い手対策というよりも、移住・定住による農村の活性化対策として、研究していく必要があるのではないかと、このように認識をしているところであります。

次に、③のご質問についてであります。新規就農者の希望者に対しては、長崎県の新規就農相談センターにおいて、ホームページ等により長崎県内の農業の状況や現地情報、そして、主な研修制度等が紹介されておりますが、必ずしも本町を選んでいただけるような内容にはなっておりません。また、本町におきましてもホームページ等では特に周知しておりませんので、堀田議員のご提言にありますように、新規就農を希望される方に対して本町を選んでいただけるように、広報及びホームページでの情報発信をより充実していきたいとこのように考えているところであります。

次に、④の質問についてであります。基幹農道川棚西部地区におきましては、令和6年度の完成を目指し、現在工事が県の方で進められております。基幹農道の整備に係る事業計画では、事業の効果算定の諸元として計画路線の工事において発生する残土を、計画路線周辺の耕作放棄地に搬入・整地することで作物の生産が可能となることから、作物生産効果が算定されており、約7ヘクタールの農地にアスパラガスやトマトなどの野菜、お茶、みかんを作付面積として設定がなされているところであります。今後、県央振興局の指導のもと、具体的に取組が進んでいくものと、このように考えているところであります。

次に、ヤングケアラーについてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省のホームページによりますと、ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこととされているようであります。厚生労働副大臣・文部科学副大臣を共同議長として立ち上げられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」から令和3年5月に発出された報告書によりますと、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7パーセント、全



日制高校2年生で4.1パーセントという結果となり、その中には、世話をしても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもも半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱、一日平均7時間以上世話している中高生が約1割存在するというところであります。また、本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々一人で耐えている状況がうかがえるとの報告がなされているところであります。

そこで、1つ目の質問であります、本町における調査の実施については、長崎県子ども家庭課、県教育庁から依頼が発出されているところであり、町教育委員会を通じて、町立小中学校の全児童に対して、報告期限を10月末として生活アンケート調査を実施をすることにいたしております。また、他の医療機関、福祉事業者などにつきましては、今後国・県等からの調査があるものと思われまので、町独自の調査は考えておりませんのでご理解いただきたいと思ひます。

次に2つ目の質問であります、事例が見つかった場合の支援体制についてお答えをいたします。本町では、虐待、いじめ、不登校、非行等に係る要保護児童の発生予防、早期発見、早期対応及びその適切な保護並びに要保護児童及び保護者への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する関係者の相互の連携により、地域で安心して子育てができる支援体制として、児童福祉法に基づき、川棚町要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協を設置をしているところであります。この要対協では、児童の様子の変異等による問題や家庭における貧困や虐待の問題など、支援を必要とする児童等の状況に応じ、これに関わる関係者による個別ケース会議を持ち、情報交換及び支援策に係る協議を踏まえ連携支援に努めており、これまでも子ども達の実情を確認する上で、ヤングケアラーに該当するケースも見受けられておるようであります。今後も、要対協による関係機関・部署等の連携強化に努め、ヤングケアラーの早期発見とその要因となっている本人の負担軽減に向け、ケアを受けている家族を保育や介護等の福祉サービスの利用につなげるなど、このような支援に努めてまいりたいと存じます。

3つ目の質問のヤングケアラーという言葉の認知度を高めるための本町の

対応につきましては、プロジェクトチームの報告書によりますと、令和4年度から6年度までを社会的認知度向上の集中取組期間として、広報啓発イベント開催を通じ、社会全体の認知度を調査するとともに、中高生認知度の5割を目指すとされているところであります。そこで、本町におきましても広報誌とホームページでのPRや、学校や児童施設等の協力を得ながら周知を図っていききたいと、このように存じます。

4つ目の質問についてであります、研修会の対応につきましては、今後、国及び県等において、福祉、介護、医療、教育の関係者が対象となる合同での研修会や分野別の研修会が開催されるものと思っております。そのような研修の機会があれば、職員等を積極的に参加させ、ヤングケアラーについての知識を深め、早期発見・早期解決につながるスキルの習得を図っていききたいと、このように考えております。以上、答弁いたします。

**議 長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。この農業の担い手というのは、一番難しい問題だろうと思います。人口の少子化によってですね、各世帯においてもなかなかその後を継ぐ人がいないという現状があるわけですね。確かに農業あたりは、認定農業者の方は、令和2年度約40名近くいらっしゃいますけど、その方たちはちゃんとした経営基盤を持って一所懸命やってらっしゃるわけですね。しかし、その他の農業をやっていらっしゃる方々の後継者っていうのが、なかなか、高齢化してしまっていて見えてこないっていうことで、第三者継承、結局家族以外の第三者に経営を委ねられないかということでは言ったわけですけど、この農家ですね、認定農業者以外の農家の後継者は、町内で把握はされてるんですか。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。認定農業者以外の農業者の後継者については、把握はしておりません。以上です。

**議 長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** それを大体把握してもらってですね、そしてこの第三者経営継承というのがありますから、この自分ちの土地、畑、あるいは農機、そういったものを一応貸してもいいですよというのが、このそういう第三者継承制度なんですけど、本来ならば、そういう方がもしいらっしゃったらです

よ、ちゃんとした事業申請を町とか県に出して、その認定をもらってから事業を進めるんですけど、実際そういった方々の後継者問題というのが、大変厳しいと思うんですよ。だから、書いていますように、後継者がいない、要するに認定農業者以外のですよね、今現在ハウスとか、その期間、農作物で仕事をされていらっしゃる方以外のですよね、やっぱりそれを、皆さんの意向を聞いて、アンケートを取れないかということで質問します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。先ほど町長からも答弁がありましたけども、現在農地中間管理事業におきまして、農作業ができなくなった方については、農地を一旦農地中間管理機構が受けまして、その受けた農地を、今後農業をやりたい、始めたい方に対してですね、その農地を貸す制度がありますので、その制度を活用して今本町はその事業を行っておりますので、その第三者に云々というふうな堀田議員のご質問にありましたけども、その制度の活用ではなくて、今行っている中間管理事業を進めているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。私が言いたいのは、中間管理機構は認定農業者も入って、普通の農家の人も入った集団でされてるわけですよ。そうすると、やっぱりそこには、何遍も言いますが後継者がいない世帯もあるわけですね。そうすると、そこに土地を持った人がどうしても、まあその地域内で、あそこの土地を借りたいからしてくださいというのは、その中間管理機構で十分受け手と出し手で綺麗にマッチングすると思うんですけど、そうじゃなくて、これはもう3番目の質問にも入ってくると思うんですけど、他所の地区からこういった畑と農地と、それから耕作する、例えば10アールなら、10アールくらいありますけど農業をしませんかというのをアピールしてほしいわけですね。そうするとこれはもう今の2番目3番目と一緒になるわけですけど、そういった人を募集ができないかということですね。だから、要するにさっき後継者がいない農家の土地あたりを調査をされて、そういった別の人に、要するに地域内にいらっしゃらなかつたらですよ。地域内にいらっしゃらなかつたら、そういう人を他所の人に、要するに耕作させてもいいよというふうな、そういう事業といいますかね、そういうことをできない

かって言ってるわけです。どうですか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。議員のご提案、何となくわかるような気はするわけですが、要は町といたしましては、いわゆる農業で生活をしようという方、いわゆる認定農業者ですね。そういった方については、町の方で支援をしていこうという体制で今いるわけでありまして、いろんな施策を展開をいたしております。今議員がおっしゃっているのは、認定農業者以外の方が農業をしたいと、新たな方の把握はしているのかどうかという、先ほどの質問だったわけですが、それにつきましては、町が把握をするというよりも、そういった方がもしおいでになれば、その申出をしていただければ、その対応には十分県や町もできる体制にしておりますので、逆にそういった方々の掘り起こしを町がせろということについては若干難しいのではないかとこのように思います。もしそういった方がいらっしゃれば、町の方に申出をしていただく。そしてそれを町が対応するというような、そういったスキームになっていくのではないかと、このように思います。以上です。

**議 長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。そうですね。だからですね、3番目に入るわけですが、そういった地域情報、こういった畑がありますよとか、こういった景色が、環境がいいですよとか、まあこれは移住・定住のことにちょっと触れるかもしれませんが、そういったこと、そういった川棚町の魅力、そういったものまで含めたのを、例えば地区でいうと、中山間地の棚田ですね、ああいったところにもう耕作はできません、ありませんからここに何か作りませんか、農業を始めたい方にですね、そういったことをもっとアピールしていくべきじゃないかとかこう思っているわけです。だから、発信をしないことには、ただ黙っていて川棚町に来たいという人は多分いないと思うんですよ。だから、ここにこういう場所がありますから来てください、川棚町に来てくださいというふうな、やっぱり情報発信をしないと、なかなか他所からというのは、川棚町に来るといのは難しいと思うんですね。だからその農業の発信というか、そういった、今の移住・定住のあれでは川棚町の魅力みたいなのを一応発信をされていますよね。ただ、農業に関しては、そういう情報は多分発信されてないんだろうと思います。だからそういうことに関して、

発信することを考えてないですかということです。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。これも町長の答弁にありましたように、今後、町の方ではですね、今現在そのような発信をしておりますので、今後は農業を始める方、新規就農を希望される方に対して、本町を選んでいただけるようなですね、内容を今後は発信していきたいというふうに考えておるところであります。以上です。

**議 長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。農業担い手というのはなかなか難しい問題で、なかなか政策をしても、実現というのが難しい面があると思うんですね。だからこういった、先ほど出てました地方移住で「半農半X」、結局それは、簡単に言ってしまう兼業農家になるわけですけど、そうじゃなくて、土曜、日曜以外は他所の会社に勤めとって、週末だけこっち来て農業をするというふうなことが「半農半X」ですね。それから、例えば酒屋さんに勤めて、そしてその余った時間で農業をするというのが、「半農半X」というふうな格好になるわけですけど、だからそういった事業も、なかなかこの発信をしないと、多分わからないと思うんですね。だから町長もこの「半農半X」って初めて聞かれたんじゃないかと思いますが、だからそういった情報発信してやっぱり川棚町で農業を始めたいという人を選んでいかになくちゃいけないかなと思ってるんですね。だからそういった環境ですね、畑が20アール、30アールここに1か所まとまってありますから農業をしませんか。要するに認定農業者の人は、今の自分たちの面積で精一杯なんですね。もう規模拡大というのはなかなか難しいと思うんです。だからする人というのは新しい人か、今認定農業者以外の方が70、80なって維持していくしか方法はないと思っております。だから、同じことの繰り返しになろうかと思っておりますけど、そういった情報発信しかないかなという感じはしています。ただ、先ほど町長の答弁の中で、そういった情報を発信していきたいというふうな答弁がありましたのでですね、それに期待をしたいと思えます。

それから4番目のですね、これは令和6年度に完成予定になっておりますけど、先ほど町長の答弁の中で、7ヘクタールの用地が大体できるだろうということで、アスパラ、ミカンですね、トマトとか、こう話出ましたけど、

それは誰がするんですか。ちょっとお聞きします。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。まず先ほどは、2番と3番と一緒にご質問をされておりますが、まず②につきましては、例えば長崎県に移住をして農業をしたいという方については、県の方でその窓口を設けておりました、そこを見て、長崎県の農業の特徴や現地の、あるいは川棚町の特徴とか、そういうところを紹介し、長崎県の支援制度が紹介されております。それを見ても、必ずしも川棚町が自分の希望している農業に向いてるなというようなことを、情報を得るような内容になっておりません。そこで、これについては町のホームページ等を見ても、今そういった情報を載せておりませんので、是非これは必要じゃないかということで、今後議員が提案されたように、その充実を図っていきたいと、こう先ほど申し上げたわけでありませう。それから、「半農半X」につきましては、これは必ずしも農業振興に直接つながるような状況ではないと思います。一時的に耕作放棄地が解消されるという、その利点はありますが、必ずしも抜本的な農業振興策ではないと思います。ただ、移住・定住を希望される方、特に農業をしながら勤めに行く、勤めにいきながら農業をする、そういった方々については、非常にこの農地というものは大事でございますので、その提供をする、そういった準備はしておく必要があります。そういったことを含めて、ホームページの充実を図っていきたいとこう考えています。このホームページにつきましては、この春にリニューアルしたばかりであります、まだまだ内容が十分でございません。そのことは議会からも、委員会の意見として取りまとめられておりますので、今後早急に対応をしなければと、このように考えているところであります。

それから、広域基幹農道川棚西部地区につきましては、県の方で事業が進められておりました、その受益面積が約800ヘクタールあります。そういった中で、この農道を整備することによって、沿線の耕作放棄地の解消が図られるだろうと、その効果として計画の中には7ヘクタールということが謳われておりました、いわゆる事業を展開するためには、ビーバイシー、費用対効果が求められておりますので、そういった耕作放棄地の解消が図られるということが、一つのビーバイシーのプラス要因になっておりました、計

画がなされております。これについては、今から県央振興局、いわゆる事業主体の方で町と協議をしながら進められていくものと、このように思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。基幹農道の方はですね、そういった県の事業でございますので、県におかれましては、技術習得支援研修というのがあるわけですね。だから、その研修生の中で、もし、他所から来た人ですよ、他所から来た人が、そういったところで研修をされて、どこか土地をないですかというときに、要するに川棚町にこれだけの土地がありますよということは何言われるのですか、県の方に。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** すいません、今のは基幹農道の質問ですかね。はい。基幹農道につきましては、これも先ほど町長からありましたように、県の方で事業を進められておりますので、今後その整備等につきましては、県の方で進められるという形にはなるかと思えますけども、今後町もですね入りまして、あと地元調整等もありますので、今後そのような中でですね、計画を進めてまいりたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。この農業の担い手問題は大変難しいものでありますけど、農家の人たちも一所懸命今耕作をされております。認定農業者の方も、毎年何名かずつは増えていっているような傾向でございます。これからですね、そういった農業に関してもっとやっぱり情報発信をされたり、それから指導研修あたりもよろしくお願ひしたいと思えます。それからやっぱりそういった補助制度とか、そういったものがあればやはり農家の方々にももう少し文書あたりでアピールをしてほしいと思えます。

次にヤングケアラーでございます。これは、本町にはまだアンケートが、10月下旬にするということですので、いらっしゃるかいらっしゃらないかわからないということでしょうから、これはもう先ほどの町長の答弁で、まあ次年度から事業が動くわけですので、その間までに川棚町としてはやっぱり把握をしていていただきたいと思えます。そういうことで一応終わります。

**議 長** はい。次に、高以良壽人議員。

**9 番 高 以 良** 議席番号 9 番、高以良です。飼い主のいない猫対策についてということで質問をいたします。

猫をペットとして飼っておられる家庭は多く、飼い主から家族同様に深い愛情をもって飼われている猫は多いと思いますが、しかし一方では、飼い主のいない猫が繁殖し、ふん尿や鳴き声、家に入り込んで悪さをする、車を汚したり傷つけたりするなどの被害に悩まされている家庭や地域も多いのではないかと考えています。また、飼い主のいない猫が増える要因の一つに、無責任な餌やりをする人の存在もあり、餌やりをする人と近隣住民とのトラブルが生じることも予想されます。このような問題を解決するためには、飼い主のいない猫をできるだけ減らしていくことが必要ですが、短期間のうちに減らすことは難しいことから、猫に不妊手術を受けさせたりすることにより徐々に頭数を減らしていくことや、餌やりをする場合はルールを守った餌やりをするなど取り組みが必要であると思ひ、以下のことについて尋ねます。

1 点目、環境省や長崎県は、「飼い主のいない猫も、地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能である」として、地域ぐるみで、飼い主のいない猫の不妊手術、ふん尿の始末、清掃などに取り組む、いわゆる地域猫活動を推奨しています。町内でも既に地域猫活動に取り組んでいる地区や、今後取組を予定している地区もあるようですが、その活動を全町的に広め、飼い主のいない猫による被害やトラブルをなくしていくため、町が主体となって地域猫活動の取組を進める考えはないか尋ねます。

2 点目、飼い主のいない猫への不妊手術費用に対して助成対象を拡大する考えはないか尋ねます。なお、現在は、猫の不妊手術に対する補助や助成の制度は本町にはないと思ひますが、ここで「助成対象を拡大」という言葉を使ったのは、観光協会が行う大崎地区の猫の不妊手術に対して、平成 30 年度までは環境衛生費から委託料として支出されていて、令和元年度以降は大崎自然公園の指定管理料の中に含めて支払われているものがあることから、「助成対象の拡大」という言葉を使ったということを確認させてい



たきます。

3点目、猫の被害の軽減・防止のための超音波発生装置の購入に対する助成又は超音波発生装置の貸出しをする考えはないか尋ねます。

4点目、町が保有している猫の捕獲機を個人にも貸出しできるように要件を緩和できないか尋ねます。

5点目、飼い主のいない猫への餌やりをしておられる方の中には、地域猫活動としてルールを守って餌やりをしておられる方と、餌やりのルールを守らず、ただ、かわいいから、かわいそうだから、という理由だけで無責任な餌やりをしておられる方の2通りの方がおられると思います。近隣の皆さんに迷惑をかけていないのであれば餌やりそのものが必ずしも悪いということではないと思いますが、無責任な餌やりの結果、繁殖が促されて猫の頭数が増え、その結果として、ふん尿や鳴き声の問題を始めとして、いろいろな問題が発生し、餌やりをする人と近隣住民との間でトラブルが生じることが予想され、ひいては快適で住みよいまちづくりを進める上で支障となることも考えられますので、無責任な餌やりをしている人に対して、餌やりのルールや不妊手術の必要性等について直接説明やお願いをすることはできないか尋ねます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員の飼い主のいない猫対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、飼い主のいない猫による諸問題は、議員ご指摘のとおり、多くの自治体で問題となっており、本町におきましても、様々な苦情や要望が多く寄せられているところではありますが、抜本的な解決には至っていない状況であります。

そこで、1つ目の「地域猫活動の取組を進める考えはないか」との質問がありますが、地域猫活動とは、所有者のいない猫を適切に飼養・管理するために、地域住民が活動の内容・趣旨を理解した上で、協力し合いながら共同飼養する活動ということであり、活動の主体は、あくまでも地区又は地域の住民となっておりまして、頭数が一気に減ることはなく、徐々に様々なトラブルを解消していく長期的な活動であり、飼い主のいない猫の捕獲、不妊・去勢の手術、術後に元の場所に戻す行為や適切な餌やり、給餌場所の清

掃、排泄場所の設置・清掃等、多くの世話が必要となり、活動を開始し、継続していくことは、容易なことではないようであります。このようなことから、この活動がなかなか広がらない状況ではあります。東彼杵郡内では、この地域猫活動を広げようと、郡内3町の町民有志で「にゃんピース」という団体が結成されており、このことは長崎新聞でも報道されましたので、議員もご承知のことと思っておりますが、この団体では、学びの会なども開催されており、町内では、地域猫活動を開始した地域もございます。こういった団体の支援や地区にご協力をいただきながら、町といたしましても人と猫が共生できる地域社会を目指し、地域猫活動を広げていければいいとこのように考えているところであります。

次に、「飼い主のいない猫への不妊手術費用に対して助成対象を拡大する考えはないか」との質問ですが、現在、町においては行っておりません。1つ目の質問と関連いたしますが、地域猫活動には、不妊・去勢手術が必要となっております。これは必須事項であります。県に登録し、認められると手術代が無料となりますが、県の予算の都合上、補助対象の頭数を制限される場合もあるようであります。このように、地域猫活動等が活発に行われ、手術代が制限され、著しく活動に支障が生じるようであれば、補助の制度設計についても、調査・研究し、構築をしなければと、今このように考えているところであります。

3つ目の超音波発生装置の購入に対する助成又は貸出しの質問につきましては、今のところ、貸出し、助成ともに行う考えはありません。県内にもいくつかの市、保健所において、超音波発生装置の貸出しを行っているようですが、あくまで期間を設定しお試しを目的とした貸出しであり、効果はメーカー・機種で異なり、逆に超音波で苦情が増え、取りやめた市もあるようでございます。また、この装置は、猫を他所の場所に追いやるだけで、地域全体のふん尿被害等を減らすことにはならず、自分の家の敷地内に入らないような対策は、その所有者でお願いをしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

4つ目の「猫の捕獲機を個人にも貸出しできるように要件を緩和できないか」との質問でございますが、動物愛護法に抵触する可能性がありますので、個人への貸出しはしないことといたしております。ただし、周辺の生活

環境が損なわれる事態が継続している場合には、県は、動物愛護管理法に基づき、その原因となる猫の引取りを行わなければならないと、このようにされておりますので、本町に備えております一時保護用の保護機を先ほど説明した事態と認めた場合、その地区に貸出しをしているところであります。動物愛護の観点からも、先ほど説明した事態による保護機の貸出しが少なくなるような政策を進めていくべきと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

5つ目の無責任な餌やりをしている人に対する説明やお願いについては、動物愛護管理法の所管は県となっており、指導又は助言は県が行うこととされておりますので、そのような場合は、県央保健所と連携のもと対応したいと、このように考えております。なお、猫についての適正な飼育等については、今後も広報誌及びホームページ等により周知・啓発に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** まず1点目ですが、郡内の保護猫活動をされている団体とか等も協力をいただきながら、町としても活動を広げていければというふうに思っているということですが、具体的にはどういうことを考えておられるのか。今の時点で言えるものがあれば、お願いをしたいと思いますが。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。具体的には考えておりませんが、先ほど答弁いたしましたのは、そういった活動が現になされておりますので、もしそういった活動をされている方々から、何かの支援の要請があれば、要望があれば、それには対応していきたいと、このように考えております。基本的には、町が主体となって実施をせろというようなご提言でありましたが、この法律を見ても、あくまでも地域で取り組む活動というふうなことで認識をしておりますので、地域のそういった活動に対しては、今後支援をしていく必要があるのではないかと、こう認識をしているところであります。以上であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 答弁の中でもありましたけれども、地域猫活動というのは、活動の主体はあくまでその地域だと思っています。活動の主体はですね、あ

くまでその地域が主体になって活動をすべきであるというふうに思っていますが、その地域猫活動というのはどういうものか。で、どういうふうな活動をしていけばいいのかということ、具体的に知っておられない方がまだ多いと思うんですよ。まあ一部の方はいろんなことを勉強されたり、実際に活動されたりして、わかっておられるとは思いますが、ほとんどの方はまだその具体的な地域猫活動の取組の仕方とかなんとか、そういうことがわかっておられない方が多くて、なかなか地区での取組をするにしても、例えば総代さんを通じていろんなお話を持っていっても、その地域に話をしたときに、中には猫が嫌いだという人もおられると思います。そういう方たちの理解を得ることがなかなか難しいという点もあると思いますので、やはり町がですね、こういう方法がありますよということ、具体的に地域にも出向いてもらって説明などをしてもらう必要もあるのかなというふうに思いますが、そういうことについての支援はどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。ただいま、地域猫活動がどういった活動なのか知らない人が多いのではないかと、それから、そういった方についてはPRをする必要があるというようなご指摘をいただきましたが、先ほど壇上で若干そのことについても答弁をしたつもりであります。もう少し詳しく担当課長の方から説明をさせます。そして、その支援の方法については、やはり、その地域地域、特色があるのではないかと思います。本当にそういった状況じゃない地域、あるいは極端にそういった状況にある地域、そういった地域ごとにやっぱり地域の方から相談を受ければ、町の方でその支援方法は考えていくということが具体的ではないかと、このように思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。地域猫活動のPRについては、どういった活動が地域猫活動ですよとか、そういったいろんな内容についての広報についてはですね、今後ホームページであるとか、広報誌であるとか、そういったものを通じてPRをしていきたいと考えております。それから、実際に地域猫活動をしたいという地区からの要望があつて、その要望等については、先ほど町長の方から答弁がなされました、東彼3町の町民でつくられた「にゃんピー

ス」、そういった団体から説明をしてもらったりというような実績も聞いております。地区等からのですね、そういった問い合わせがあった場合には、そういった団体の協力を得ながらですね、地域に対しても説明をしていきたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 要請があれば、そういうことについても支援を、広報とかを取り組んでいきたいということだと思っておりますが、町に対してもいろいろ猫のふん、その他の猫に関する問題で、苦情とか相談があっていると思っておりますが、そういう苦情・相談の状況から、問題が多い地区はどういったところ、どこら辺かとかというのは大体想像もできるんじゃないかなというふうに思っておりますが、まずはそういうところを重点にですね、要望・要請がなかったにしても、何らかの機会をつくって、説明なり提案なりということはどうできないか、考えはないか、お尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 飼い主のいない猫の問題については、毎日のように係の方に苦情・要望の電話がかかっているというのが現状であります。そういったときに、地区の総代さんとかが動かれているときにはですね、総代さんの方にもこういった活動もありますよというような周知等はしていきたいと考えております。住民の方からですね、電話が、直接苦情がある場合等はですね、本当にもう猫を嫌われているというところがありまして、そういった方ですね、説得するというのは非常に難しいところもあって、係としては動物愛護管理法に基づいて捕獲もできませんし、ただ、地域の方々とか総代さんにおかれましてはですね、苦情が地域の住民から総代さんに寄せられて、またそれをまた役場の方に相談されるというような、いろんなケースが考えられて、対応についても非常に係としても困っているという状況が続いております。そういった中で、解決策としては地域猫活動というのが、一番長期的な活動にはなりますけれども、猫にとっても人間にとっても共生できる社会をつくっていく手段であると思っておりますので、それからPR等についてはですね、今後もしていきたいと、いろんな広報誌であるとか、ホームページであるとか、そういった部分を使ってPRをしていきたいと考えております。地区の方から直接、やはり地区の協力が一番必要になってきますので、そこは

もう地区の方からとか、地域の方から、そういった部分の相談を受けないと、うちの方から進めていくということは今のところは考えておりません。ですので、解決方法としては地域猫活動が有効ですよというところは周知をしていきたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** できるだけそういうことでお願いをしたいと思いますが、広報についてもですね、今一般的にほかのことについてもそうですが、広報誌とか、あるいはホームページに掲載するとか、そういうことでいろんなことの広報がされてるんですが、なかなか広報誌もホームページもなかなか、見る人は見るでしょうけど、見ない人もかなりおられると思います。それで、例えば回覧文書なり個別配布の文書なりで、1回その地域猫活動についての、こういう方法がありますとかという内容の文書をチラシなりで作って配布するとか、あるいは年に1、2回開催されている総代会の会議の中でも、要請があれば説明に伺いますよとか、そういうことの提案もしていいんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺についてはどういう考えでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。回覧がその効果があるかっていうのはちょっと疑問なんですけれども、それよりも町の広報誌で紙面を取って、地域猫について周知した方が効果的なんじゃないかなと、個人的には思います。それから総代会とかそういった各地区からの飼い主のいない猫についての苦情というのは、かなり、先ほども言いましたとおりに来てますので、総代会等で、もしそういった地域猫活動であるとか、猫の飼い方、苦情、そういったところについて、学習会等をですね、開いていただきたいというような要望があれば、開催はしていきたいと。地衛連というのがございまして、それは地域の衛生とか、環境とか、そういった部分を協議していく場なんですけれども、その委員が総代さんになっておりますので、そういった会議の折にですね、そういった学習会を組み込むのも一つの手ではないかと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 次に2点目についてお尋ねします。町長の答弁では、県の補

助があるのでそちらを利用してもらって、不足するようであれば町としても何らかの対応を考えたいということであったというふうに思いますが、そういう面は、もしそういう県の活用をまず優先してということであるなら、そういう事業がありますよと、県の方で助成がありますとかということ、もう少し町民の皆さんに周知することも必要ではないかなというふうに思いますが、そのことについてはどうでしょう。周知をしていただけるでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。地域猫活動のPRと一緒にそういったところもPRをしていきたいと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** あとですね、県の助成があれば、恐らくそのためには、県が活動地区として認定することが必要になってくるというふうに思うんですが、その事業に採択されれば、申請者の負担はなしで助成ができることになっていると思います。ただそうじゃない場合にですね、県の事業に採択されなかった、県の予算が不足したとかという場合には、町も考えるということではありますけども、その場合に助成の程度ですね、どの程度の助成がしてもらえるのか。県並の助成ができるのか、あるいは一部負担をしてくださいということになるのか。そこら辺についてはどういうことでお考えでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 制度の構築で内容等については、今後他所の市町等を参考にしながら考えていかなければならないのかなと思っております。町によっては、地域猫活動ではなくて、TNRという活動があって、捕獲をして避妊・去勢手術をしてまた元に戻すと、あとのお世話はしないというような活動もございます。それに対しての補助をされているところがありますけれども、それは個人で捕まえて手術をさせて元に戻すと、そういった活動が個人的に広まっていくのかなというのがありますし、そういったところをされているのは、手出しで2,000円ほど、県内ですね。手出しが2,000円でそのほかは町の補助というような形もありますし、全て病院と契約をして、全部補助をするというところもあるようですので、そういったいろんなパ

ターンというか、やり方、制度の構築の仕方を研究しながら、対象者をどういった方に、で、対象猫をどういった猫にするのかというような仕組みづくりも考えていかなければならないと考えております。以上です。

**議** 長 高以良議員。

**9 番 高 以 良** そうですね、今答弁がありましたように、県内の状況も私なりに調べたつもりではありますが、2, 0 0 0 円程度の負担をしてもらうところもあるようですが、できるだけ実施をされる方の負担が少なくて済むように考えてもらえればと思います。個人負担をしてまで不妊手術を受けさせるということはしたくないという方も、まあ負担したくない方がほとんどだと思いますので、できるだけその負担が少なくなるような形での助成の制度を考えてもらえればというふうに思います。

次に3番目ですが、超音波発生装置の購入に対する助成とか、貸出しについては考えていないということでしたが、他所では、県内での事例もありますが、例えば期間を2週間とか区切ったの貸出しをしているところが、私が知っている範囲では、貸出しがあるようですが、その駆除、音発生装置の音がうるさいという苦情もあって辞めた事例もあるということでしたが、期間を限ったの貸出しをして、そういううるさいような超音波発生装置であるなら、借りる方も借りることにはならないと思いますので、一定の期間を、例えば1か月なり、お試してみたいな形で貸し出す制度というのは考えてもらってもいいのではないかなというふうに思いますが、それについてはどうでしょうか。その考えはどうしてもあられないんでしょうか。お尋ねします。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。先ほど壇上で、そういった制度を設ける考えはないと申し上げましたが、要は自分の家に野良猫が入ってくるから、超音波発生装置を付けて他所にやりたいということで設置をするわけですが、その猫は必ず隣か、あるいはその隣かに行くわけでありまして。そういったことで、自分だけよければそれでいいのかという制度になってしまうんです。したがって、これは私はあまり勧めたくありません。どうしても自分の家には猫は入れたくないという方については、それは自分の責任で購入して設置をするべきであろうと思います。単価もそう高くはありません。しかし、隣の方はどう思われるでしょうか。そういったことを考えたときに、



やっぱりこの問題は地域全体で取り組んでいこうということで、地域猫活動があるわけですので、是非そういったところをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 自分さえよければという考えを持った人、そういう考え方はおかしいのではないかという町長の理解だというふうに思いますが、その一定期間のお試しです、これはやっぱり効果があるよというふうなことがわかれば、それを例えば隣の人にも、これがあるから買ってみらんねとか、自分はもちろん買うとかですね、そういう効果もあるんじゃないかなというふうに思いますがどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。確かにそういう効果がありますけど、その2軒が設置をした場合、また3軒隣にも影響があると思います。そういったことから、先ほど言うておりますように、地域全体で取り組むべき活動であるということ、このことを是非ご理解いただきたいと思います。ただ、この動物愛護法、いわゆる正式にはですね、動物の愛護及び管理に関する法律という名称でありまして、これは基本的には動物をかわいがりましょうという、そういった法律の基本姿勢があります。そういった中で、かわいがりながら人々と共生をしながら管理をしていこうという趣旨の法律でありますので、そういったことを考えますと、先ほど言ったように個々に対応というよりも、地域全体で対応をした方がいいんじゃないかということ、それから、個人的には猫大好きな人、猫大嫌いな人、それぞれいると思います。役場に苦情があっている内容については、そのほとんどが猫嫌いの方々だろうと思います。そういったことで、その苦情に対しての対応は、この法律の趣旨からすれば、大変町としては難しい対応を迫られます。そういったことから、地域猫活動の必要性を今感じているところでもあります。それから、この動物愛護法に定めてある、いわゆる責任主体は県の保健所であります。基本的には保健所と相談しながら対応を進めていくということになろうかと思えます。以上、答弁いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 町長の考えは変わらないとは思いますが、その超音波発生装

置に関しては、まあ隣の隣の人も効果があるなら買ってみようかということになるかもしれませんが、私はできれば貸出しなり助成なりってというのがあればなというふうに思いますが、まあ先ほど言いましたように、これ以上町長の答えは変わらないと思いますのでこの辺で終わりますが、次に4点目の捕獲機を個人にも貸出しをするように要件の緩和ができないかということですが、答弁では個人への貸出しはしないということでしたが、個人にでも捕獲機の貸出しができれば、そして先ほどの不妊手術費の助成ができるならば、それと両方併せてですね、不妊手術を受けさせる猫が増えるということになると思うんですよ。今は捕獲機は総代さんの名前で申請がなければ貸出しをしないということになってるようですが、個人への貸出しをすることによって、捕獲して不妊手術を受けさせる頭数を増やすこともできると、そういう効果もあると思いますので、個人への貸出しがあってもいいかと思いますが、そこら辺はやはり考えないということでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。捕獲機の個人への貸出しについては考えておりません。先ほど言いますように、動物愛護法におきましては、猫の捕獲に関する規定は特別にはありませんが、保護行為の目的・手段・形態等によっては、同法上の愛護動物の殺傷・虐待に当たるとこのように解される場合があります。そういったことを考えますと、個人に貸し出して捕獲をするということについては、その手助けをすることになりますので、違法行為と思われる可能性がありますので、個人には絶対貸さないという考え方を持っております。このことについては、平成20年に遡りますが当時観光協会で、キャンプ場にたくさんの捨て猫がありましたので、それを捕獲した例がありましたが、動物愛護団体から痛烈な指摘を受けまして、これを取りやめたことがあります。そういったことから、捕獲してどうするのか、基本は、その当時は恐らく殺処分が認められておったんじゃないかと思いますが、今はそれは認められておりませんので、去勢をしてまた元に戻すということになります。そういったことを考えますとやっぱり地域で取り組んでいくということが基本ではないかと思いますので、個人に貸し出すということは考えておりません。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高以良** まあ動物の虐待につながる恐れがある、それを助長する恐れがあるからということですが、私が今ここで提案しているのは、捕獲して殺処分ということじゃなくて、捕獲して不妊・去勢手術を受けさせてまた元に戻すと、その手段として個人でもそういう捕獲ができればその効果も上がるんじゃないかというふうなことからの提案なんですけど、どうでしょうか。再度お尋ねします。

**議 長** 町長。

**町 長** また同じ答弁になりますので、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。質問から読み取ると、個人的に捕獲機を貸し出すというところを言われてましたので、こういった答弁になっているところなんですけれども、基本的には先ほど言いました動物愛護法に基づきまして、個人での、これは虐待と解されると、この動物愛護法に抵触するという解釈がされておりますので、個人的には貸せないというところで、ただし、その周辺の生活環境が損なわれる事態が継続している場合は、県は動物愛護管理法に基づき、その原因となる猫の引取りを行わなければならないと。その引取りの中継といえますか、その引取りの場所を役場の方でしているという状況です。それから先ほど質問されました、避妊・去勢の手術に対する保護機の貸出しというのは可能だと思われまして。この法律には抵触しないものと思われまして、そういった場合には貸出要綱等を整備しながら、こういった条件で貸し出せるのかというところは、今後検討していく必要はあるのじゃないかと思っております。以上です。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高以良** 不妊・去勢手術を目的としたものであれば可能であるということですが、例えば申請者から不妊手術を受けるためのものであるということの誓約書なり、そういうことを書類で確認をすることによっていう方法ができれば、その問題も解決できるのかなというふうに思います。虐待のための貸出しはもちろん違法ですから、そういうことはありえないというふうに思いますので、そこら辺を一つ前向きに考えてもらって、再度検討をお願いできればというふうに思います。

次に5点目です。無責任な餌やりをしている人に対して、餌やりのルールとか、不妊手術の必要性等について直接説明をお願いすることができないかということですが、県央保健所とも連絡を取りながら対応していきたいということだったというふうに思いますが、なかなか直接言いたい気持ちを持ちながらも、やっぱりそのあとの近所付き合いのことを考えれば、なかなか直接は言いにくいという方がほとんどで、我慢をしておられる方が多いんじゃないかなというふうに思いますので、そういう問題があれば申出をしていただければ対応しますということ、これもほかのことと一緒に地域猫活動とかのことと一緒に広報をしてもらうということも必要かなというふうに思いますが、そういう対応はお願いできるでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。適切な猫の飼い方とか、そういった部分については今後も、今、年に1回ほどですね、「猫にとって幸せな飼い方をしていますか」であるとか、そういった題名、適切な飼い方とかをですね、年1回くらいは広報誌で載せているという状況であります。実際に苦情等があつて職員がその現場に向かうんですけども、そこでの注意というか、お願いといたしますか、そういった部分はしています。ただ、重たい案件になりますと、権限は県にしかありませんので、指導・助言とかですね、そういった勧告であるとか、そういったことになりますと、県にしか権限がありませんので町ではできません。そういった部分については県の方とですね、県の保健所の方に相談をしながら、実際にもですね、行っています。総代さんであるとか地区の方から度々電話がありますので、そういった方々というのは大体把握はしているつもりなんですけれども、そういった方々に随時お願いはしております。で、重たい案件であれば県の県央保健所の方の職員の方と一緒にですね、出向いて、問題の解決に、解決するようにお願いはしているというところなんです。以上です。

( 1 5 : 2 7 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 5 : 2 7 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 4 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

( 1 5 : 4 0 )

**議 長** 次に、田口一信議員。

**8 番 田 口** 議席番号 8 番、田口一信です。東彼杵道路の早期完成について質問をいたします。

この会議の冒頭にも、本町内の被害状況について、町長の方から説明がありましたけども、今年のお盆の時期には大雨がありまして、大変各地でいろいろな被害が出ております。その中で、国道 2 0 5 号線は、一時期川棚東彼杵間が通行止めになりました。また一方、その大村方面への迂回路となる波佐見・嬉野・東彼杵回りのルートも、一時期嬉野東彼杵間が通行止めとなったわけでありまして、すなわち、川棚・大村間が一時期不通となったわけでありまして、特にこの国道 2 0 5 号線は、佐世保から長崎空港へ向かう重要なルートでもありますので、川棚町のみならず近隣の住民の方々の方々の生活にも大きな影響があったと思われまして、こういう事態に対処するためにこそ、バイパスとなる東彼杵道路が必要なのでありますので、今回の大雨によって、その東彼杵道路の必要性が立証されたわけでありまして、町としては、これまで以上に強く、東彼杵道路の早期完成を国に要望すべきではないかと考えますので、その考えについてお聞きします。以上でございます。

**議 長** 町長。

**町 長** 田口議員の東彼杵道路の早期完成についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員が述べられましたように、今年 8 月の大雨では、多くの箇所が通行止めとなり、国道 2 0 5 号線においても道路崩落の恐れがあるとして、東彼杵町蔵本郷で 1 4 日 8 時 5 0 分頃から 1 5 日 1 4 時まで全面通行止め、その後 1 8 時まで片側通行となっております。また、同じく 1 4 日には、一時、国道 3 4 号線の嬉野市側での全面通行止めと、高速道路の通行止めも重なり、川棚町と大村間は行き来できなくなり、住民生活に支障が出たところでもあります。

ご質問の東彼杵道路につきましては、東そのぎインターと大塔インターを結ぶ、地域高規格道路の候補路線として、国において位置付けられていると

ころであります。事故や今回のような災害発生時の迂回路として、また国道205号線の慢性的な交通渋滞の解消のために、早期整備が必要と考えております。これまで、佐世保市や東彼杵町などの沿線自治体や民間団体で組織する東彼杵道路建設促進期成会で計画路線への引き上げ、早期整備について、要望活動を行ってきたところであります。その結果、国におきましては、候補路線のままではありますが、令和2年度から事業化の前段となる計画段階評価へ着手され、令和3年2月に開催をされました九州地方整備局の九州地方小委員会では政策目標等について妥当との判断が示されたところであります。今年度は、住民アンケートや自治体、企業へのヒアリングなどを実施され、第2回の九州地方小委員会で政策目標やルート案の設定が行われることとなっており、ここにきて20年来の川棚町の懸案事業が確実に動き出したところであります。これも一重に、これまで一緒になって要望活動に参加していただきました歴代議長はじめ、議員皆様方のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。今後は、九州地方整備局が行う、計画段階評価の業務に積極的に協力をするとともに、早期着工を求めて要望活動についても更に充実したものにしていきたいと、このように考えているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。今、計画段階評価という言葉がありましたが、この地域高規格道路の制度ができて、既に十数年以上経っているのではないかと思います。そしてその中で、長崎県内では、西彼杵道路とかあるいは島原道路っていうものは、まあまあ進んでるなという感じがするんですけども、もう1回おさらい的に、地域高規格道路は計画路線と候補路線があって、西彼杵や島原は計画路線、それから東彼杵道路は候補路線っていう状態だと思うんですけども、そのランク付けといいますか、どのようになっているのか。それでその中の、候補路線の中の計画段階評価っていうのに、1段階進んだということなのかなと思いますが、ちょっと全体像の中での東彼杵道路の位置付けっていうのを、もう1回説明をしていただきたいと思いますけど。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。まず、国が高速道路なり、あるいは地

域高規格道路なりを整備する場合には、まずどこどこを結ぶ道路をいわゆる候補路線として定め、そしてその候補路線をより具体的に事業を進めるためには、計画路線として引き上げて、そしてそのあとその計画路線から事業化を図って事業化路線となるわけでありまして、3つの段階を踏まれて事業化が進められるという方法であります。そういったことで、現在進められております西彼杵道路、いわゆるこの道路につきましては、もう事業路線ということで、私どもは呼んでいるわけでありまして、しかし一方では、全国にこの候補路線というのがたくさんありまして、なかなかその要望を国において一遍に聞き入れることができないわけでありまして、その地域の実情を地元の方から訴えることによって、候補路線のまま事業化をするための、いわゆる評価をしていこうというのが計画段階評価であります。で、この東彼杵道路につきましては、基本的には計画路線に引き上げて事業化を図るということでこれまで要望してまいりましたが、この候補路線のまま事業化に進んだというケースが最近になって出てきております。例えば佐賀県の有明海沿岸道路がそうでありまして、こういった手法をこの東彼杵道路においても取り入れていこうということで、方向転換をして要望活動を進めたわけでありまして、そういったことで、数年前から計画段階評価に着手をしてくださいという政策提案をこれまで近年においては国土交通省に申し上げてきたわけでありまして、それがこの段階になりまして、諸般の事情で、この計画段階評価に入るという結論が、去る3月に示されまして、そして既に九州地方整備局では第1回小委員会が開かれて、この道路の事業化については妥当であるという決定がなされたところであります。そこで、計画段階のこれからのスケジュールといたしましては、九州地方小委員会でのそのような決定がなされましたので、現在、地域の住民に対してのアンケート調査が行われております。この道路の必要性、地元の方がどういうふうに思っているのか、そういったことを今、アンケート調査が行われております。そして沿線の企業、そういったところへもアンケート調査が実施をされております。このアンケート調査を集計・分析して、また次の評価が行われていくわけでありまして、やっぱりこのアンケート調査でも、その必要性が高いというふうに判断されたら次のステップに進んでいくものと思っております。その次のステップは、概略ルートを決めたりというような作業が行われたり、あるいはその場合ど

ういった構造にするのか、そういったことが次の段階で検討されていくもの  
と思います。その後、こういった概略ルート、そして構造等がほぼ決まれば、  
次はそのルートの中での環境影響評価、都市計画決定等々が行われて、  
その後、事業化につながるということになるというふうに理解をしていると  
ころであります。以上でございます。

**議** 長 田口議員。

**8 番 田 口** はい。そのような手順で、今後進んでいくことが期待をされ  
ると思いますが、ちょっと基本論を、まあそういう中でですね、基本論を  
やっぱり押さえとくべきじゃないかなと思っているのは、地域高規格道路と  
は何ぞやということについての説明はですね、高速幹線道路を補完してい  
うようなことで、その高速道路網を補完をするというような性質のものだ  
というふうに、地域高規格道路は考えられると思います。で、そもそもその道  
路を造るっていう考え方なんですけども、そういった幹線交通をスムーズに  
するっていう考え方もありますし、また一方で国道の均衡ある発展を図るた  
めに道路を造るっていう考え方もあり得るのかなというふうなことを思いま  
す。すなわち、まちがあるから道路ができるっていうことも言えるし、道路  
ができるから町ができるっていう考え方もあるんですが、地域高規格につい  
てはその前者であって、幹線交通をスムーズにするということであろうと思  
います。だからちょっと私は西彼杵道路についてはちょっと疑問があるな  
っていうことを思ってるんですが、あんまり他所の地域のことを言えないの  
で、単にそういう感想を持っているというだけなんですけど、この東彼杵炉道  
路については、そういう意味では、高速幹線道路網を補完をするというのに  
非常に有用な道路であるっていう認識ははっきり持っておいてよいのではな  
いかと思うんですが、その点についての考えはどうでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。今、長崎県内の状況を見てみますと、  
長崎自動車道があって、そして西九州自動車道があります。で、県北地域の  
方が空港や長崎に行く場合には、この国道205号を通過するのが最短距離  
だというふうに認識をしておりますが、ここは一般道でありますので渋滞が  
続いて、定時性が確保されておられません。いわゆる国においては、そうい  
ったボトルネックになっているところをまず解消しましょうということで、今



回この計画段階評価に上げられたものと思っております。それから、道ができればまちが栄える、まちが栄えれば道ができる、ということでどっちも正しいわけでありましてけれども、川棚町におきましては、ここ周辺を見てみますと、東彼杵町には東そのぎインターがありまして、波佐見町には波佐見のインターもあります。しかし川棚町はインターがありませんので、やっぱり川棚町に観光客が来ていただくとした場合には、そこに高速道路のインターが是非必要ではないかということで、このボトルネック解消と同時に、川棚町にお客さん呼び込む、あるいは川棚町民が川棚にインターができることによって高速移動ができる、そういった効果もあります。もちろん企業誘致も考えられるわけでありまして、そういった交通渋滞だけでなく、いろんな効果が発揮されるというようなことが想定されましたので、今回計画段階評価に上げていただいて、そして事業化を図っていただくということになったような状況であります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** それでこの東彼杵道路の促進についてですけども、今までは建設促進期成会名で要望書を出されておったのではないかと思います、町単独でこの東彼杵道路を進めてくれというのを、町単独です、要望書というものを出されたことはあるのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。町単独で、例えば国土交通大臣に出したというような経過はありません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。結局ですね、先ほど幹線交通云々と言いましたが、やはり川棚町民自体が川棚町に通勤している、あるいは川棚町から通勤しているというような人たちがおられるでしょうし、まあ通学もそうですが、車を使うのは大学生くらいなもんかと思っておりますけれども、町民自体の生活への影響っていうもの、それから先ほど言われたように、インターチェンジがあるかないかによってのまちづくりの差といいますか、そういったように、期成会による一般的な陳情じゃなくて、川棚町独自の事情というものを盛り込んだ、要するに町単独での要望活動というものもした方がよいのではないかと思いますけれども、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** お答えいたします。まずはこの候補路線であります東彼杵道路は、佐世保市、川棚町、東彼杵町を通るわけでありまして、それぞれの自治体、あるいは沿線住民の、やっぱり合意形成が必要でありますので、そういったことから考えますと、期成会の要望としてこれまでしてきたわけでありまして。その期成会の中での川棚町の実情ということもしっかりこれまで述べてきておりますので、川棚町の思いというのはそれぞれの要望先には伝わっているものと思います。しかし今議員も述べられましたように、今後町独自で、あるいは県などに要望する場合には、そういった方法も必要ではないかと考えます。以上でございます。

**議** **長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。それで、それについてもうちちょっと具体的に付け加えておきますが、要するに川棚町から何人町外に働きに行っているのかとか、あるいは川棚町にほかの市町から、特に大村、諫早方面ですね、そういった方面から何人来ているのかとか、あるいは学校に何人通っているのか、高校もありますね、町外ですね、大学もあると思いますが、そういったものを具体的な人数として把握してですね、それでそういった要望書に反映させるっていうのが、より要望の迫力があってよいのではないかと思いますので、そういったものをきちっと把握するようなことをされたらどうかと思いますがどうでしょうか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい、お答えします。本町の人口の移動につきましては、地方創生総合戦略を定めるときに、そういった人口移動の調査も実施をしております。そういった数値はこの要望をする際には参考になるものと思います。以上でございます。

**議** **長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。早急にですね、着手してほしい。私はもうこの質問の中で、早期完成まで書いてますけどね。完成に向けて早急に着手されるように希望して終わります。

( 1 6 : 0 1 )

**議** **長** 以上で、通告者の質問が終了をいたしましたので、これで一

般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 6 : 0 2 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                      村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                      堀 池 浩

会 議 録 署 名 議 員                      山 口 隆